

烏桓における単于の導入

——三郡烏桓王権の変化と非漢族への単于授与——

小野 響

はじめに

烏桓^①とは、鮮卑と共に東胡の末裔とされる非漢族集団の一つであり、『三国志』や『後漢書』及びそれらに注引される諸書^②に、その来歴や風俗が伝えられている^③。

既に烏桓については、内田吟風氏や馬長寿氏によって基礎的な研究がなされている^④。川本芳昭氏によれば、内田氏や馬氏の研究を筆頭として、とりわけ三国時代の烏桓研究は「文献的には既に解明され尽くしている感がある^⑤」とも言われる。これは烏桓に関連する史料がそれ程多くなく、新出資料にも恵まれないという事の裏返しでもあるのだが、それでもなお検討されるべき課題は残されているように思われる。その一つが、後漢末から三国期にかけて見られる烏桓の単于に関する検討である。

管見の限り、後漢末の袁紹による単于授与が、烏桓における単于号使用の初例である。そもそも烏桓の君長は大人と呼ばれており、時に王を称する事もあった。これらの事は、例えば『三国志』烏丸伝等より分かる（史料は本文後掲）。つまり、烏桓の君長が単于を称す事は自明ではない。言うなれば袁紹による単于の授与は、烏桓の体制に転換を齎した訳であるが、旧来の研究ではこの点を十分に検討してこなかった嫌いがある。

例えば、内田吟風氏は、袁紹が「蹋頓・難樓・蘇僕延・烏延等の諸大人に单于の印綬を賜与し、……以てその精騎を収めて己が爪牙としたのである」と述べ、船木勝馬氏も、「袁紹は、詔勅に仮託して蹋頓・難樓・蘇僕延・烏延などに单于の印綬を賜与し」たと記すも、何故、烏桓に单于という称号が与えられたのかには触れられない。栗原朋信氏は、袁紹が烏桓に单于を与えた背景に、单于が「匈奴の至尊の地位を示し、ひいては北方民族の最高の実力者を意味するものであった」^⑧可能性を提示しているが、やはり詳しい検討はなされていない。

しかし、单于が烏桓の君長号として機能し、その後の烏桓社会へ定着していった事に鑑みれば、何故、烏桓に单于が受け入れられたのかという点は、烏桓の社会構造を考察する一つの手掛かりとなるだろう。本来、烏桓のものではなかった单于という称号が、何故、烏桓に定着し得たのだろうか。この点は、烏桓社会の様相と、单于の動向の双方の面から注目されて良い問題であろう。

しかも烏桓に单于が導入されるという事は、烏桓内部の変化のみならず、与える側の変化でもあった。单于の導入以前、烏桓社会が大人等をその君長号としていた事は既に述べた如くであるが、それに対して後漢が烏桓に与える称号は率衆王等であった。^⑨『統漢書』百官志五、四夷国条を見ると、

四夷國王は、率衆王、歸義侯、邑君、邑長なり。皆な丞有り、郡・縣に比す。

(四夷國王、率衆王、歸義侯、邑君、邑長。皆有丞、比郡・縣。)

とあって、後漢における非漢族を管理するための率衆王を筆頭とした序列が示されている。佐藤達郎氏は烏桓と後漢の関係について、「率衆王とは帰順した烏桓の部族長に授けられた王号に違いなく、烏桓校尉による烏桓族の動員

が、こうした半独立勢力の協力によって間接的に行われた」と述べる。要するに、漢側が烏桓を動員する際に用いていた肩書きが率衆王であったという事になる。そうであるにも拘らず、何故、新たに单于を用いる必要があったのであろうか。

本稿で分析する烏桓の单于は、明らかに従来後漢に存在した率衆王等とは異なる。即ち、これは单于の授与という行為が旧来の対非漢族関係の枠組みから外れたものであった事を意味する。つまり、従来の率衆王の授与では対応できない状況が発生したために、新たに单于が利用されるようになったという変化が起きたと想定されるが、それは如何なる状況であったのであろうか。

以上に見た如く、单于の授与は烏桓側の体制の変化——大人乃至王体制から单于体制へ——であったとともに、漢側の非漢族への称号授与における変化——新たに单于号をも用いるようになるという変化——でもあった事になる。そうであるならば、この烏桓の单于が如何なるものであったのかという事は、漢側の対非漢族関係という視点においても、検討する価値のある問題と見做し得る。そして、この烏桓における单于の導入は、後述する如く後漢に続く曹魏の時代にも見られるのであるから、後漢以降の歴史展開も踏まえて、検討していく必要があるだろう。

本稿は、右の諸点を踏まえた上で、烏桓と漢及び曹魏との間において授受される称号として单于が導入された事について、史料整理と初歩的考察を行う研究ノートである。第一章では、袁紹から烏桓の誰に单于が与えられたのかを考証する。第二章では、单于を授与された当時の烏桓の王権の動向と、单于号との関わり方について私見を述べる。第三章では、烏桓以外も含めて、後漢末から曹魏にかけて、单于号がどのように中国王朝側に用いられていたのかという点と、それを受け取る側の反応はどのようなものであったのかを検討する。以上の検討を通し、烏桓における单于の導入が、授与する側とされる側の双方において、どのように捉えられていたのかを概観してみたい。

まずは、烏桓に単于が導入された初例である袁紹による烏桓単于任命について検討しよう。

一、袁紹から単于を授与されたのは誰か

袁紹が烏桓の君長に単于を与えた事例について、史料によつて与えられた人物に異同がある。そのため、本章では誰が袁紹から単于を授与されたのかを考証し、授与された人物を確定させたい。

まず、袁紹が烏桓に単于を授与した版文を録する『三国志』烏丸伝、裴注所引『英雄記』を見てみよう。

紹使を遣わして即きて烏丸の三王を拜して單于と爲し、皆、安車・華蓋・羽旄・黃屋・左纛あり。版文に曰く「使持節・大將軍・督幽青并・領冀州牧・阮鄉侯の紹承制して遼東屬國率衆王に詔して烏丸遼西率衆王の蹋頓・右北平率衆王の汗盧維に頒下せしむ。維れ乃祖義を慕い善に遷り、塞に款きて内附し、北は獬狁を捍ぎ、東は濊貊を拒ぎ、世々北陲を守り、百姓の保障と爲り、時に王略を侵犯すると雖も、將に命じて厥の罪を徂征すれば、率ね時を旋さず、愆を悔いて變改す。方の外夷の最も又た聰惠なる者なり。始め千夫長・百夫長有り以て相い統領し、用て能く乃の心を悉くし、克く國家に勳力有り、稍やく王侯の命を受く。我が王室の多故なるより、公孫瓚難を作し、厥の土の君を殘夷し、以て天を侮り主を慢り、是を以て四海の内、並な干戈を執り、以て社稷を衛る。三王裔土に奮氣し、姦を忿り國を憂い、控弦漢兵と表裏を爲し、誠は甚だ忠孝なれば、朝の嘉する所なり。然而れども虎兕長蛇相い隨いて路を塞ぎ、王官爵命否りて聞こゆ無し。夫れ勳有れども賞せざるは勤する者をして怠けしむ。今、行謁者の楊林を遣わして、單于の璽綬車服を齎し、以て爾の勞に對えん。其

れ各々部落を綏静し、教するに謹慎を以てし、凶を作し慝を作さしむるなかれ。世々爾の祀位を復し、長く百蠻長と爲れ。厥れ咎有り臧よからざる有れば、爾の祿を泯つくし、乃の庸を喪う。勉めざるべけんや。烏丸單于は部衆を都護し、左右單于は其の節度を受け、他は故事の如くせよ」と。

(紹遣使即拜烏丸三王爲單于、皆安車・華蓋・羽鹿・黃屋・左纛。版文曰「使持節・大將軍・督幽青并・領冀州牧・阮鄉侯紹承制詔遼東屬國率衆王頡下烏丸遼西率衆王蹋頓・右北平率衆王汗盧維。維乃祖慕義遷善、款塞內附、北捍獫狁、東拒濊貊、世守北陲、爲百姓保障、雖時侵犯王略、命將徂征厥罪、率不旋時、悔愆變改。方之外夷最又聰惠者也。始有千夫長・百夫長以相統領、用能悉乃心、克有勳力於國家、稍受王侯之命。自我王室多故、公孫瓚作難、殘夷厥土之君、以侮天慢主、是以四海之內、並執干戈、以衛社稷。三王奮氣畜士、忿茲憂國、控弦與漢兵爲表裏、誠甚忠孝、朝所嘉焉。然而虎兕長蛇相隨塞路、王官爵命否而無聞。夫有勳不賞、俾勳者怠。今遣行謁者楊林、齎單于璽綬車服、以對爾勞。其各綏靜部落、教以謹慎、無使作凶作慝。世復爾祀位、長爲百蠻長。厥有咎有不臧者、泯於爾祿、而喪於乃庸。可不勉乎。烏丸單于都護部衆、左右單于受其節度、他如故事。」)

ここで袁紹より単于を与えられているのは、遼東属国率衆王・烏丸遼西率衆王の蹋頓・右北平率衆王の汗盧維(汗魯王とされる事もある。どちらも右北平烏桓の烏延の事を指す)の三名である。遺憾ながら史料の制約もあつて、右に見える「故事」が具体的にどの事例を指しているのか詳らかにし得ないが、あるいは蹋頓らが率衆王とされた時の事を踏まえているのかもしれない。何れにせよ、今次の任命は、過去にあつた何らかの烏桓への任命(「故事」)を下敷きに、新しく彼らに単于を与えるものであつたと思しい。

さて、右の『英雄記』では遼東属国率衆王の名が判然としないが、『三国志』烏丸伝(行論の便宜のため、筆者がアルファベットで段落分けをした。再度左記部分に言及する場合は、アルファベットを用いて簡称する)によると、

【A】漢末、遼西烏丸大人の丘力居あり、衆は五千餘落、上谷烏丸大人の難樓あり、衆は九千餘落、各々王を稱し、遼東屬國烏丸大人の蘇僕延あり、衆は千餘落、自ら峭王と稱し、右北平烏丸大人の烏延あり、衆は八百餘落、自ら汗魯王と稱し、皆な計策有りて勇健なり。

【B】中山太守の張純 叛きて丘力居の衆中に入り、自ら彌天安定王と號し、三郡烏丸の元帥と爲り、青・徐・幽・冀四州を寇略し、吏民を殺略す。靈帝末、劉虞を以て幽州牧と爲し、胡を募りて純の首を斬らしめ、北州乃ち定まる。

【C】後に丘力居死し、子の樓班は年小なれば、從子の蹋頓 武略有りて、代りて立ち、三王の部を總攝し、衆は皆な其の教令に従う。袁紹 公孫瓚と連戰して決さず、蹋頓 使を遣わして紹に詣りて和親を求め、紹を助けて瓚を撃ち、之を破る。

【D】紹制を矯めて蹋頓・難・峭王・汗魯王に印綬を賜い、皆な以て單于と爲す。

【A】漢末、遼西烏丸大人丘力居、衆五千餘落、上谷烏丸大人難樓、衆九千餘落、各稱王、而遼東屬國烏丸大人蘇僕延、衆千餘落、自稱峭王、右北平烏丸大人烏延、衆八百餘落、自稱汗魯王、皆有計策勇健。【B】中山太守張純叛入丘力居衆中、自號彌天安定王、爲三郡烏丸元帥、寇略青・徐・幽・冀四州、殺略吏民。靈帝末、以劉虞爲幽州牧、募胡斬純首、北州乃定。【C】後丘力居死、子樓班年小、從子蹋頓有武略、代立、總攝三王部、衆皆從其教令。袁紹與公孫瓚連戰不決、蹋頓遣使詣紹求和親、助紹擊瓚、破之。【D】紹矯制賜蹋頓・難・峭王・汗魯王印綬、皆以爲單于。

とあつて、【A】より遼東屬國率衆王の名が蘇僕延である事が分かる¹²⁾。また、この記事より、烏桓の君長が元來大人乃至王を名乗っていた事も知れる。

ここで確認できる遼西・遼東属国・右北平の烏桓は三郡烏桓〔B〕にも「三郡烏丸」の語が見える）と呼ばれる^⑧。烏桓と連携して起こされた張純の乱〔B〕参照の勃発した一八七年以降、三郡烏桓は集団としての統一の度合いを高めていったとされる^⑨。そして大人の丘力居の死後、その従子にして後継者である蹋頓によつて「三王部」が統べられるに至る〔C〕参照。丘力居の子である楼班については後述。ではこの「三王部」はどの烏桓を指すのであろうか。

蹋頓の統べた「三王部」とは、『三国志』烏丸伝の文脈から言つても、〔A〕に見える「遼西烏丸」「上谷烏丸」「遼東属国烏丸」「右北平烏丸」の内の三つという事になるが、張純の乱中也含めた三郡烏桓としてのまとまりある行動を見れば（中山太守張純叛入丘力居衆中、自號彌天安定王、爲三郡烏丸元帥）、「上谷烏丸」を省いた三つ、即ち遼西・遼東属国・右北平の烏桓であるとして良からう。つまり「三王部」とは即ち三郡烏桓である。かくて〔C〕の時点の三郡烏桓は、蹋頓の指導の下、強固な連携を持つた集団となつた。そして、〔D〕に見える蹋頓率いる三郡烏桓と袁氏との連携等を通して、袁紹が烏桓の中で蹋頓を最も頼りにするに至る^⑩。かかる歴史的文脈の中で、袁紹による烏桓への単于授与が行われたのである。

ここで、本章の主題である誰に烏桓単于が与えられたのかという問題の検討に入らう。まず、『英雄記』では「拜烏丸三王爲單于」とあるから、三名に与えられたと分かる。それに対して、『後漢書』烏桓列伝は「蹋頓・難樓・蘇僕延・烏延」らに与えたとし^⑪、『三国志』は〔D〕にある通り「蹋頓・難・峭王・汗魯王」らに与えたとしており、何れも四名の被授与者が想定し得る。

なお、〔D〕の一文は、「蹋頓・難峭王・汗魯王」と区切れれば三名と見做せなくもない。しかし、〔A〕と〔C〕を見れば、遼西烏桓の君長が蹋頓、遼東属国烏桓の君長が蘇僕延（≡峭王）、右北平烏桓の君長が烏延（≡汗魯王≡汗盧維）である事は間違いない。峭王が蘇僕延であるならば、〔D〕が記す「難」と「峭王」はやはり分けて読むべきで

あり、「難」はその字から見て、【A】や『後漢書』に見える上谷烏桓の難樓を指していると思われる。

上谷烏桓は三郡烏桓に含まれないにも拘らず、『三国志』烏丸伝は【C】丘力居の死と蹋頓の三郡烏桓領導の記事に続けて、【D】袁紹による「蹋頓・難・峭王・汗魯王」への単于授与を記しており、上谷烏桓の出現は唐突の感を免れない。右引『三国志』烏丸伝を素直に読めば、【B】以降の主題は三郡烏桓に絞られていると見なくてはなるまい。では、何故、単于授与の場面において、再び上谷烏桓の難樓の名が現れるのか。

『後漢書』と『三国志』に見える難樓について、沈家本が既に「難」を衍字であると見る見解を提出している。それに対して吉本道雅氏は、右引の『英雄記』に基づき原資料は「難」字が無く、『三国志』は該文で難樓が遺漏していると判断して難樓を補筆し、後に「樓」字が脱したと見做し、また『後漢書』は『三国志』を引用して難樓と記したとする。^⑧『三国志』及び『後漢書』のテキストの問題としては、吉本氏の理解が妥当であろう。しかし、誰が袁紹から単于を授与されたかについては、改めて検討しておく必要があるだろう。なんとすれば、この点において先行研究の見解が一致していないからである。

本稿冒頭にも示した内田吟風氏や船木勝馬氏の見解の如く、四名に単于が与えられたと解釈する研究も少なくない。^⑨また馬長寿氏も、三郡烏桓が上谷烏桓へも影響力を持つようになったとし、四名へ烏桓単于が授与されたとする。^⑩その一方で、上谷烏桓を含む見方を退ける方北辰氏の研究もある。^⑪誰が烏桓単于を授与されたのかという問題は本稿の主題と密接に関わるため、この点を考証しておこう。

『英雄記』を見ると、烏桓単于と左右単于による上下関係が設定されている事を知る（烏丸單于都護部衆、左右單于受其節度）。もしこれを是とするのであれば、数字の上から三郡烏桓の君長三名が烏桓単于と左右単于にそれぞれ配されたことと見做すしかなくなり、上谷烏桓が入る余地がなくなる。三郡烏桓から一つを省いて、その代わりに上谷烏

桓を入れる事は、三郡烏桓の集団としてもまとまりを踏まえた時、極めて不自然であるからである。しかし、左右単于が見えるのは『英雄記』のみであつて、もし【D】や『後漢書』に従うのであれば、並べて単于という事になり、単于を授与されたのが四名でも不都合はない。そこで視点を変えて、右に述べた蹋頓を頂点とする三郡烏桓の秩序体系の存在を踏まえ、蹋頓に上谷烏桓が従つていたか否かについて考えてみたい。なんとすれば、以後の烏桓と袁氏の連合の動向から見れば、烏桓側の代表は蹋頓である事は疑いなく（後掲注②・⑧も参照）、もし仮に上谷烏桓が親袁氏の烏桓として活動したのであれば、蹋頓の指導下にあつたと推定されるからである。

難楼率いる上谷烏桓は、烏桓の中でも相当の強勢を誇つていたようである。【A】を見ても、三郡烏桓で最も数の多い遼西烏桓が五千余落であるのに対して、上谷烏桓は九千余落であり、例え三郡烏桓を合計しても上谷烏桓には及ばず（九千余落と六千八百余落）、その盛況さが窺える。勢力差から見れば、蹋頓の指導下に上谷烏桓がいた可能性は低いと思われる。

また、上谷烏桓の難楼は、馬長寿氏や吉本道雅氏によると、上郡烏桓の那楼と同一人物とされる。この那楼は、曹操によつて三郡烏桓が平定された時に、代郡の烏桓単于の普富盧と共に戦勝祝賀に来朝している事が確認される。

『三国志』卷一、武帝紀、建安十二（207）年十一月条

易水に至り、代郡烏丸行單于の普富盧・上郡烏丸行單于の那楼其の名王を將いて來賀す。

（至易水、代郡烏丸行單于普富盧・上郡烏丸行單于那楼將其名王來賀。）

馬、吉本両氏の指摘する如く、この那楼が難楼であるならば、彼が元々蹋頓の下で活動し、袁紹に味方していたに

も拘らず、蹋頓ら三郡烏桓の平定祝賀に来るのはやや不自然であろう。

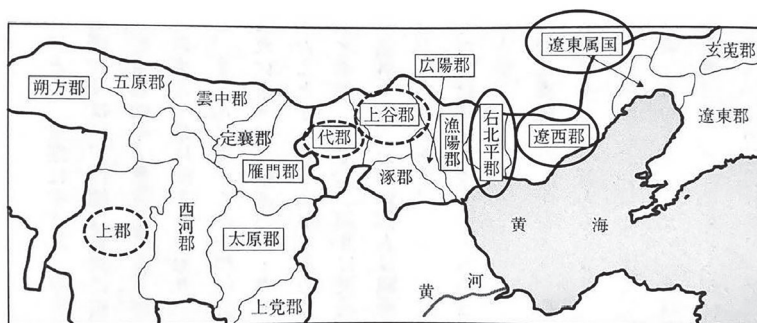
周知のように三郡烏桓は曹操によって平定される。袁紹の死後、その子の袁尚らが蹋頓を頼り、蹋頓も彼らを受け入れ曹操との対決姿勢に入った事が、討伐の標的にされた主たる理由であろう。蹋頓の死後も三郡烏桓は袁尚らと遼東にまで逃走したが、当時の遼東太守の公孫康によって袁尚らが殺されるに及んで、曹操による烏桓征伐や袁氏殘党の平定は終結した(二〇七年)。『三国志』卷二十八、卞丘儉伝には、

青龍中、帝遼東を討たんと圖り、(卞丘儉) 儉の幹策有るを以て、徙して幽州刺史と爲し、度遼將軍・使持節・護烏丸校尉を加う。幽州の諸軍を率いて襄平に至り、遼隧に屯らしむ。右北平烏丸單于の寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王の護留等は、昔て袁尚に隨いて遼東に奔る者なり、衆五千餘人を率いて降る。寇婁敦弟の阿羅槃等を遣わして闕に詣り朝貢せしむ。其の渠率二十餘人を封じて侯・王と爲し、賜輿するところの馬繪綵各々差有り。

(青龍中、帝圖討遼東、以儉有幹策、徙爲幽州刺史、加度遼將軍・使持節・護烏丸校尉。率幽州諸軍至襄平、屯遼隧。右北平烏丸單于寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王護留等、昔隨袁尚奔遼東者、率衆五千餘人降。寇婁敦遣弟阿羅槃等詣闕朝貢。封其渠率二十餘人爲侯・王、賜輿馬繪綵各有差。)

とあつて、曹魏明帝の青龍年間(二三三〜二三七年)に至つても、袁氏と一緒に遼東に奔つた烏桓が該地に残つていた事が知れる。つまり、彼ら三郡烏桓は袁氏に帯同して自らの拠点を遼東に移動させているのである。ここに三郡烏桓と袁氏の緊密な関係が見て取れる。²⁸⁾

以上の三郡烏桓―即ち親袁氏の烏桓―の動向と比較すれば、やはり那楼が三郡烏桓と一体となつて袁氏と連携し



【後漢末烏桓分布図⁵⁵⁾】

ていたとは想定し難い。代郡烏桓や上郡烏桓が袁氏平定を寿ぎに来た事からも分かる通り、明らかに三郡烏桓と他の烏桓は袁氏に対する態度を異にしているからである。

加えて上に図示した如く遼西・遼東属国・右北平は互いに近接し一体となり易いのに対し、上谷はやや離れており連携に困難が想定され得る。もし難楼が上谷から上郡へ移動したとなれば、三郡烏桓との距離は尚更離れる。無論、定住しない彼らの生活を考えれば、郡単位の距離感はそのほど意味をなさないかもしれないが、それでも上谷烏桓と三郡烏桓とが果たして遼西・遼東属国・右北平の各烏桓の如き緊密な連携を取る事ができるか、疑問無しとはしない。

よって、本稿では袁紹が烏桓単于の位を与えたのは、遼西烏桓の蹋頓・遼東属国烏桓の蘇僕延・右北平烏桓の烏延の三名であったとする。ために本稿の理解は難楼を含まないという点において方北辰氏と同一のものとなるが、方氏の難楼を除外する論証過程には賛同し難い。以下、やや寄り道して方氏の見解に対する鄙見を示しておこう。方氏は、まず【A】が「漢末」の事と記す丘力居や難楼らの列挙の記事を、『後漢書』烏桓列伝に従って「後漢の靈帝の初め」と理解する。訓読すると却って対比し難くなるため、敢えて原文のまま引用すると左の如くなる（四角囲いは筆者）。

『三国志』烏丸伝

〔漢末〕遼西烏丸大人丘力居、衆五千餘落、上谷烏丸大人難樓、衆九千餘落、各稱王、而遼東屬國烏丸大人蘇僕延、衆千餘落、自稱峭王、右北平烏丸大人烏延、衆八百餘落、自稱汗魯王、皆有計策勇健。

『後漢書』烏桓列伝

〔靈帝初〕烏桓大人上谷有難樓者、衆九千餘落、遼西有丘力居者、衆五千餘落、皆自稱王。又遼東蘇僕延、衆千餘落、自稱峭王、右北平烏延、衆八百餘落、自稱汗魯王。並勇建而多計策。

四角で囲った部分以外では、遼西烏桓と上谷烏桓の記述順が入れ替わっている点と、大意に影響のない若干の語の違いしか確認できず、意味上ほぼ同内容であつて、同一の記事だと見て良い。要するに『三国志』と『後漢書』とは、この記事の編年においてのみ大きく相違しているのである。

方氏は右の史料の内『後漢書』に左祖し、この記事を靈帝（一六八年即位）の初めの事とした上で、袁紹による烏桓単于授与が猷帝の建安年間（一九六～二〇〇年）の初期であるから、その間に約三十年が存在するはずであるとす。そして、かかる期間の存在を踏まえれば、そもそも難樓の名前が見える事が不自然だと述べる。しかし、方氏は同論文中で同じく名前の見える蘇僕延を建安十二（二〇七）年に遼東へ逃亡した速僕丸と同一人物と見做す。そうであれば、蘇僕延も三十年に亘つて烏桓の君長であつたという事になるが、この点は問題にされず、何故、難樓のみ三十年が障害となるのかも語られない。

また、仮に『後漢書』の通りだとすると、靈帝の初めに烏桓大人であつた丘力居が中平四（一八七）年の張純の乱

に参加し、且つ死するに際して、その子の樓班がなお年少であったという事になるが、これにも疑問が残る。

よつて本稿では、右掲文は『三国志』に従つて漢末—恐らく張純の乱の直前—の烏桓の状況を記したものと理解し、方氏の示す該記事が後漢靈帝の初めのものであるという見解は採らない。

以上に基づけば、烏桓の単于は三名に授与されたという事になつて、『英雄記』の烏桓単于・左右単于が授与されたとする記事は、少なくとも数の上では矛盾しない。該記述を排除する積極的な理由もないため、袁紹によつて三郡烏桓の君長に、烏桓単于と左右単于とが与えられたと見て良いであろう。^⑦

かくて三郡烏桓に導入された単于であつたが、言うまでもなくそれは君長号として位置づけられた。なれば次に烏桓の君長の有する王権と、新君長号の關係がどのようなものであつたのかを見る必要があるだろう。そこで、次章では三郡烏桓における王権について検討し、単于を導入した時の烏桓の王権が如何なるものであつたのかを確認し、単于との關係何如についても見てみよう。

二、後漢末における三郡烏桓の王権

三郡烏桓は蹋頓を頂点とし、袁紹と連携するようになった。連携の媒介として袁紹から烏桓の君長に単于が授与され、以降、三郡烏桓の君長は単于を名乗る。その後、先の遼西烏桓の大人である丘力居の子たる樓班が単于に擁立され、蹋頓は単于から王へ遷る。この顛末は『三国志』烏丸伝に、

後に樓班 大なれば、峭王 其の部衆を率いて樓班を奉じて單于と爲し、蹋頓を王と爲す。然れども蹋頓 多く計

策を畫る。

(後樓班大、峭王率其部衆奉樓班爲單于、蹋頓爲王。然蹋頓多畫計策。)

とあるに明らかである。これによつて樓班が單于となつたが、蹋頓は引き続き実権を掌握したと見え(然蹋頓多畫計策)、それはこれ以降の烏桓の動向がなお蹋頓を中心に記述される事からも裏付けられる。なれば蹋頓の能力に疑義が突きつけられ、單于交代となつたとは考え難い。では何故、樓班は実力者蹋頓を押し退けて單于となり得たのであろうか。ここに当時の三郡烏桓の王権を分析する手掛かりがあると思われるので、検討していこう。

ここで樓班が君長位を継承するのは唐突な事ではなく、前掲『三国志』烏丸伝【C】には「後丘力居死、子樓班年小、從子蹋頓有武略、代立」とあつて、丘力居の死後、その後継者として子の樓班が取り沙汰された可能性を示唆している。従つて、丘力居の死後、年齢を理由に退けられた樓班が成長したため、單于に即位し得たと見做し得る。

しかし、本来的に烏桓の君長位は世襲ではなく、優れた能力の持ち主が推薦される事に拠つて即位するものであつた。そうであるならば、丘力居の子である樓班の即位は自明のものとは言えなくなり、烏桓王権の在り方に何らかの変化が起きたと予想される。樓班の継承について分析を加える前に、まずは烏桓の君長位の継承方法について確認しておこう。

『三国志』烏丸伝、裴注所引『魏書』を見てみると、

烏丸は、東胡なり。……常に勇健にして能く鬪訟・相い侵犯するを理決する者を推募して大人と爲し、邑落に

各々小帥有り、世々繼がざるなり。

(烏丸者、東胡也。……常推募勇健能理決鬪訟・相侵犯者爲大人、邑落各有小帥、不世繼也。)

と記している。該記事を訳した河内良弘氏は、「大人」と「邑落」の間を明確に区切っており、「不世繼」を「小帥」のみにかけて訳出している。事実、ここで文意を区切る事は可能であるが、だからといって烏桓の大人が世襲であったとまでは言えない。能力がある者を推薦で君長に選ぶ事は遊牧社会では広く見られる事であり、ほぼ同時代の鮮卑においてもそれは見られる。例えば、軻比能が君長に選出された事を『三国志』卷三十、鮮卑伝は、

軻比能本は小種の鮮卑なり。勇健にして法を斷ずるに平端、財物を貪らざるを以て、衆推して以て大人と爲す。

(軻比能本小種鮮卑。以勇健斷法平端、不貪財物、衆推以爲大人。)

と記す。ここでは出自としては有力ではない(「小種鮮卑」軻比能が、優れた自らの能力(「勇健斷法平端不貪財物」)に拠って推薦され、大人となった事が示されている。烏桓においても蹋頓が大人に推戴されたのは、優れた本人の能力(「武略」)あつての事なのは、既に見た通りである。鮮卑の事例に鑑みれば、習俗を近くする烏桓においても、元来、独占的に大人を輩出する特定の氏族があつたとは考え難く、大人の世襲は存在しなかつたと見て良いであろう。恐らく、かかる理解をしたがために、『後漢書』烏桓列伝は、

烏桓は本は東胡なり。……勇健にして能く鬪訟を理決する者有らば推して大人と爲し、世業の相い繼ぐ無し。

(烏桓者本東胡也。……有勇健能理決鬪訟者推爲大人、無世業相繼。)

と、大人の世襲されざる事が明らかな様に表現を調整したのであろう。また、川本芳昭氏も烏桓の社会風俗を整理した際に、その君長位が世襲で無かつた事を指摘している。

よつて、烏桓の君長が元来世襲でなかつた事は疑いない。なれば、丘力居の死後に、その子である楼班が後継者として取り沙汰されている意味を考えなくてはなるまい。そもそも幼かつた楼班は、旧来の烏桓の君長継承の理屈から言えば、取り沙汰される事すらあり得ないはずである。そうであるにも拘らず、何故、楼班の名が丘力居の死後に取り沙汰され、しかも最終的に実力者蹋頓を押し退けて楼班の単于即位が果たされたのであろうか。

王権の継承は、「社会構造に即応して、その秩序を維持するために生み出される政治権力を保持する者の更新、再生産として行われる」とも言われる。つまり、それぞれの継承の在り方というのは、社会構造を反映し、政治権力——ここでは君長位にある者の有する王権——の再生産の方法を規定するのである。楼班の即位は、それまでの三郡烏桓に見られた継承候補者の能力に基づく推薦ではなく、丘力居の血統である事を踏まえた世襲の結果として理解し得る。斯く三郡烏桓の王権継承の論理が、軍事や判決等に優れた君長を都度選ぶ推薦制から、かかる判定を経ずして特定の血統に支配を委ねる世襲制へと変化したのであれば、そこには三郡烏桓社会の変化、就中王権へ求められるものの変化があると言つて良いだろう。では、如何なる変化があつたと想定し得るのであるか。具体的に三郡烏桓社会の変化を述べる史料は管見の限り見出し得なかつたため、当時の三郡烏桓を取り巻く状況や、鮮卑等の他の勢力の動向に目を向けつつ、世襲王権を生み出した(乃至生み出そうとした)三郡烏桓に如何なる変化があつたと想

定されるのかを見ていこう。

まず指摘しておくべきは、当時の鳥桓を取り巻く状況は、北に檀石槐や軻比能といった優れた君長を輩出した時期の鮮卑があり、南に黄中の乱以降の混乱する後漢社会と諸軍閥の割拠があつた事である。軍閥間の抗争を見てみると、鳥桓は劉虞・公孫瓚・袁紹・曹操ら諸軍閥の争いに一時に巻き込まれて、時に積極的に参加していた。江上波夫氏は、かかる情勢に不安を感じた鳥桓が、蹋頓を即位させ主力の大同団結を図つたと想定している^⑤。三郡鳥桓に強力な王権が求められたのは、斯様な周辺状況があつた事に由来しよう。即ち、不安定な社会の中、自集団の生き残りのため、より強い王権が求められたのである。これは三郡鳥桓内部において中央集権的な王権への志向を誘発せしめるに足る事情であろう。

ほぼ同時期の鮮卑について見てみよう。川本芳昭氏は、軻比能政権下の鮮卑において、中国内地から多くの漢人が帰属したため、王権の在り方が大きく変化した事を述べている。漢人との接触に関する具体例としては、兵器の製造技術や漢字の取得、軍事編成や指揮方法の革新といった諸要素について、漢からの影響が挙げられる^⑥。また、軻比能台頭に先立つ檀石槐政権の鮮卑では、大統一が成し遂げられてその勢力は強大化し、大人の位の世襲も始まつた。川本氏はこれらを鮮卑の自立化として論じている。つまり、鮮卑が集団として自立していく過程における一齣として、かかる漢人との接触を位置づけているのである^⑦。換言すれば、漢人との接触は非漢族の集団における転換点となり得るといふ事であろう。

非漢族の集団にとつて、漢人との接触・流入は、受け入れる側の社会の変質を惹起する原因たり得るのであれば、社会が変わるに際し、それを束ねる王権も変化しないではいられないだろう。規模の大小はあれ、王権も含めて社会の在り方が変化すると見て良い。右の鮮卑の事例を踏まえた時、三郡鳥桓における王権の在り方の変化が、世襲王

権の導入として表出したと考える事はできないだろうか。なんとすれば、王権一般について考える場合、中央集権と世襲の出現が、その変化の在り方の一つとして想定され得るからである。そこで、まず烏桓と漢人との接触の道程について確認しておこう。

烏桓は、比較的早期に後漢の郡県周辺に生活していた事が知られ、『三国志』烏丸伝、裴注所引『魏書』に、

建武二十五年、烏丸大人の郝且等九千餘人衆を率いて闕に詣る。其の渠帥を封じて侯王と爲す者は八十餘人、塞内に居り、遼東屬國・遼西・右北平・漁陽・廣陽・上谷・代郡・鴈門・太原・朔方の諸郡界に布列して、種人を招來せしめ、其の衣食を給い、校尉を置きて以て之を領護し、遂に漢の爲に偵備し、匈奴・鮮卑を撃つ。

(建武二十五年、烏丸大人郝且等九千餘人率衆詣闕。封其渠帥爲侯王者八十餘人、使居塞内、布列遼東屬國・遼西・右北平・漁陽・廣陽・上谷・代郡・鴈門・太原・朔方諸郡界、招來種人、給其衣食、置校尉以領護之、遂爲漢偵備、擊匈奴・鮮卑。)

とあって、早くも後漢の初めには「遼東屬國・遼西・右北平・漁陽・廣陽・上谷・代郡・鴈門・太原・朔方諸郡界」に生活していたようである。その後、同書は、

匈奴の降るや、鮮卑・烏丸各々塞外に還る。是の後、烏丸稍々復た親附し、其の大人戎末廐を拜して都尉と爲す。順帝の時に至り、戎末廐・率將王侯の咄歸・去延等烏丸校尉の耿曄に従いて塞を出でて鮮卑を撃ちて功有り、還りて皆な拜して率衆王と爲り、束帛を賜わる。

(匈奴降、鮮卑・烏丸各還塞外。是後、烏丸稍復親附、拜其大人戎末廐爲都尉。至順帝時、戎末廐・率將王侯咄歸・去延等從烏丸校

尉耿陟出塞擊鮮卑有功、還皆拜爲率衆王、賜東帛。」

と続けるから、烏桓は一時期塞外に出た事もあるようだが、基本的には後漢と連携していたと見て良いであろう。もし烏桓が漢人から影響を受けるとすれば、右に見た後漢初期や、順帝期に都尉に任ぜられた烏桓大人戎末魔（註）の時期が、特に予想されよう。これは丘力居から見れば、数世代前の事であつて、烏桓は長期間に亘つて断続的に漢人と接触していたと言える。換言すれば、丘力居時代までの烏桓は、漢人との接触経験が少なくなかつたと見做し得る。

遺憾ながら烏桓に関する史料は極めて零細で、且つ考古資料にもあまり恵まれておらず、その社会構造を復元するには『三国志』や『後漢書』とそこに注引される諸書の記載を主とせざるを得ない。かかる史料状況を踏まえた上で、諸書に丘力居の死後から大人の位に世襲の動きが垣間見えるようになるのであるならば、それまでの烏桓社会の積み重ねも踏まえつつ、丘力居在世の時期における変化も想定しなければなるまい。そこで着目したいのが張純の乱である。

これは前掲『三国志』烏丸伝【B】でも述べられる叛乱で、ここで丘力居ら烏桓は張純と共に反乱を起こすも、最終的には後漢に服属する。右に見た如く、これまで後漢によつて主に匈奴や鮮卑等の非漢族との戦線に動員されてきた烏桓であつたが、ここにおいて対漢人の戦闘にも動員されるようになった。これが烏桓における大きな転換点ではなかつたか。

鮮卑が漢人を大量に受け入れたが故に、その習俗を変化させた事は既に川本芳昭氏の指摘に見た通りである。張純の乱以降、烏桓は漢人と行動を共にする事が際立つて増えており、例えば、閻柔が公孫瓚と戦つた時の事として、

『三国志』卷八、公孫瓚伝は、

〔闕〕柔烏丸・鮮卑を招誘し、胡漢數萬人を得、瓚の置く所の漁陽太守の鄒丹と潞北に戦い、大いに之を破り、丹を斬る。

（柔招誘烏丸・鮮卑、得胡漢數萬人、與瓚所置漁陽太守鄒丹戰于潞北、大破之、斬丹。）

と記し、胡漢數万人規模の連合軍の中に烏桓が居た事が知れる。また、正確な時期は不明であるが、単于導入以前に三郡烏桓が幽州の漢人を自らの勢力に組み込んでいた事が、『三国志』武帝紀、建安十一（206）年秋八月条（原文は前掲注⑮参照）に、

三郡烏丸天下の亂るを承け、幽州を破り、漢民を略有すること合わせて十餘萬戸。袁紹皆な其の酋豪を立てて、單于と爲し、家人の子を以て己の女と爲し、焉に妻す。

とある事より分かる。^⑭鮮卑と同じく烏桓においても、かかる漢人との度重なる接触や漢人との共同戦線、対漢人戦闘の経験等が、烏桓社会の在り方に影響を与えた可能性は否定しきれない。

鮮卑においては軻比能以前の檀石槐の時点で、既に世襲王権成立への動きが出ていた。ために鮮卑と漢人との度重なる接触による王権への影響は、世襲以外の面で表出していたのは既に示した通りである。翻って烏桓を見てみれば、烏桓と漢人との接触という状況の変化が、烏桓王権の在り方に何らかの作用をしたと想定する場合、それは

王権の強化という方向で表出した可能性が高い。なんとすれば、既に述べた如く烏桓を取り巻く状況は、強い団結があればより有利に事態を乗り切り得るものであったからである。度重なる軍事動員は強力な王権があればより安定的に対処できよう。また、漢人との接触が増える事は、彼らに自らの社会が影響される可能性を高める。

三郡烏桓の周囲の環境が、鮮卑や諸軍閥等の割拠によってなお予断を許さぬ事態にあるのであれば、強力な王権の次に求められるのは、王権の安定的な継承であろう。王権の継承の度に他の追隨を許さぬ程に優れた人物が出現する保証はないし、もし実力が懸隔しない中で優れた人物を選ぶのであれば、候補者同士の争いを引き起こし易いのは、あらためて指摘するまでもないだろう。ために三郡烏桓において求められたのが、世襲王権の出現なのではないか。

烏桓にやや先行する形で、後漢桓帝から靈帝期にかけての檀石槐に率いられた鮮卑にも世襲の動きが出ている事は、烏桓と鮮卑の境遇の近さに鑑みれば興味深い現象であろう。^④かかる状況を踏まえ、江上波夫氏は烏桓と鮮卑の君長について、「後漢末ころになると、男系の子孫による世襲の傾向があらわれ、しばらく、推戴・世襲の両制が併存したが、魏晋時代には、世襲制が一般化した^⑤」と概括する。また、吉本道雅氏は、鮮卑における大人世襲の出現について、「大人世襲制の開始は、大人の血統をその個人的資質より優先するものであり、大人位継承の安定が期待される。檀石槐の三〇年にもわたる支配が、鮮卑部落間ないし部落内の紛争を抑制し、大人推挙制が必然的にもなう継承紛争を忌避させたものであろう^⑥」と述べる。恐らく三郡烏桓においても、相互の紛争によって団結が乱れ、鮮卑や諸軍閥等に圧倒される事を防ぐため、安定的に君長を輩出する必要があったのであろう。

強力な王権が必要であっても、それを生み出すために君長の交代毎に争いがあつたのでは自集団の弱体化は避け難い。君長の死後、常に圧倒的に抜きん出た人物がいるのであればともかく、そうでない場合——そして、そうでな

い場合の方が往々にして多い―は、実力を近くする複数名によつて君長位の争いが引き起こされる。ために世襲という推薦に比してより安定的に王権を再生産できる体制が求められるようになったのであろう。

丘力居の死後、その子の楼班の名前が挙げられるも、なお実力ある蹋頓が君長となつたのは、正しく江上氏の言う推戴と世襲の併存状況にあつたからこそと見做せよう。しかし、蹋頓が丘力居の「従子」であつた事に鑑みれば、丘力居家を王家とする世襲王権への動きもここに見出せよう。一方、丘力居の死後、楼班の名が取り沙汰されるも、なお即位し得ない点に、三郡烏桓の世襲王権がまだ未成熟であつた事も窺える。

丘力居の死後、実力ある蹋頓が君長となる事で落ち着いたものの、三郡烏桓に単于が導入されて以後、蹋頓が位を譲つて楼班が単于に即位する事を以て、烏桓の世襲王権はより強固なものとなる。なんとすれば、丘力居・蹋頓・楼班と三代続けて丘力居家から君長を輩出しているのを見るからである。ここで注意すべきなのは、これら一連の三郡烏桓の改革的運動が、実権を掌握する蹋頓への反発を伴っていない事である。

繰り返しになるが、楼班が単于となり蹋頓が王となつて以降も三郡烏桓の中心は蹋頓であつた。そうであれば、実権を掌握する蹋頓への反発として世襲が利用されたのではなく、極めて平和的に単于の交代のみならず、推薦から世襲へとという継承の理屈の交代―が行われたと見做さざるを得ないだろう。蹋頓もまた丘力居家の一員である以上、王権と丘力居家を結びつける世襲王権の出現は望む所であつたのではなからうか。

なれば世襲王権の出現は、少なくとも三郡烏桓の君長達の総意として行われたと見て良い。これは蹋頓が楼班の即位に同意し、且つ三郡烏桓の中で（恐らく）二番目の実力者である蘇僕延が中心となつて楼班を即位させている事からも窺える。つまり、丘力居家による世襲王権を戴くという方針を君長側から示し、それが受け入れられ定着していったのが当時の三郡烏桓社会なのである。これまで述べてきた事を踏まえれば、この背景には強力な王権を安

定的に再生産させ、当時の三郡烏桓を取り巻く厳しい社会状況を乗り切っていく目論みがあったと推察される。加えて言えば、丘力居の時代は三郡烏桓として明確に纏まり始める時期でもあったから、三郡烏桓を強固に纏めあげる強力な王権が必要とされた可能性もある。

そこで丘力居の死後、丘力居家からまず武力に秀でる蹋頓が立ち、三郡烏桓は推薦と世襲（父子ではないとはいえ）の両方の資格を（一応は）満たす後継者を得た。その後、丘力居の子である楼班が成長するに依じて、君長位を楼班に継承させた。ここに世襲による継承の事実が積み重ねられる事となり、しかも権力継承に熾烈な闘争は見られず、むしろ極めて順調に且つ穏当に丘力居家による君長位の独占が進められていたと言い得る。

以上の行論には推測を含む所はあるにせよ、後漢末において三郡烏桓が世襲王権を志向している点は事実であり、その契機として自らを取り巻く状況への適応が想定し得るという事は指摘できるだろう。世襲王権成立の動きが具体的に顕在化してくるのは丘力居の時代であるが、その背景には、周辺の漢人軍閥との連携を繰り返す中で、強い君長に率いられ、その強さが安定的に継承される集団の創出が求められた事があつたと推察される。従って、三郡烏桓における世襲王権成立の背景として、特に黄中の乱以降における周辺状況の劇的变化や、漢人との度重なる接触の影響が存在した可能性の存在を、ひとまず指摘する事ができよう。

単于讓位後の蹋頓が、なお三郡烏桓の中心的存在であつた点から見て、蹋頓から楼班の単于の交代が三郡烏桓の実質的な指導者の交代を意味しなかつた事は明白である。従って、楼班の単于即位時点の三郡烏桓において、単于はなお名実を共にする君長の地位としては機能していない。制度上の君長である楼班は世襲であり、実権はなお実力者たる蹋頓が有しているというこの体制は、却って推戴と世襲に揺れる三郡烏桓の君長継承の在り方を表象するものと言えるだろう。しかし、ここにおいて三郡烏桓が丘力居家を権力構造の頂点とするようになった事は間違いない。

なく、ここに三郡烏桓の王家の誕生を見る事も可能ではなからうか。

かくて元來世襲ではなかった三郡烏桓の君長位に世襲が出現したのが、丘力居から蹋頓・楼班へと続いていく継承であつた。では、かかる王権の変化と、三郡烏桓における君長号の変化―大人乃至王から単于へ―は、如何なる関係にあるのであろうか。蹋頓時代の途中から君長の称谓が単于に替わっている事に鑑みれば、世襲王権の出現への動きが単于の導入に先行する事となり、両者には直接的な因果関係を見出し難い。むしろ、折しも世襲王権成立へ向かつて動いていた烏桓の君長が、袁紹からの単于授与を好機と捉え、新たな王権を示すべき新たな称号として単于を積極的に利用した可能性すらある。

要するに、単于を与えられた事によつて引き起こされた三郡烏桓の体制の変化と、周辺環境に対応すべく引き起こされた三郡烏桓の王権の在り方の変化とは、相前後して引き起こされた別個の事象であつて、相互の関連が極めて薄いという事が言い得よう。敢えて単純化するのであれば、君主号の変化という外面的―大人乃至王から単于へ―という称号の変化が、集団の体制という外皮的な部分の変化であるという意味において、外面的と云う―な変化と、王権継承の理屈の変化という内面的―世襲王権の成立が、王権継承の仕組みの変化という集団内部の理屈であるという意味において、内面的と云う―な変化が、それぞれ別個に発生していたのが当時の三郡烏桓であつた。この点は、後に触れる授与する側とされる側の単于への認識の乖離を見る時、重要な示唆を持つ。

本章で述べた事を改めて整理すれば、以下の如くである。丘力居の時代に、三郡烏桓王権の在り方の変化として、世襲王権出現への動きが出現した。これは丘力居の時代以来、特に激変した三郡烏桓を取り巻く状況の変化に対応するため、強力な王権が求められたと思われるからである。また、同時期に三郡烏桓としての集団の統一が明確になり始めた故に、広がった支配権を強固にしておきたいという狙いもあつたのかもしれない。斯く王権の在り方を

変化させる動きを見せる烏桓に、袁紹より単于授与が行われた。ここにおいて、烏桓は大人乃至王を頂点とする体制から、単于を頂点とする体制へと変化したのである。従って当時の三郡烏桓は、世襲王権の出現と君主号の単于への変更という二つの変化がそれぞれ見られる時代であったのである。

この三郡烏桓内部における権力構造の変革において、単于が（名目上のものであったとしても）君長号として位置付けられている点は注目して良い。なんとすれば、単于は烏桓に元来あつた称号ではなく、しかも袁紹に与えられてからそれほど時間を経ていないにも拘らず、単于を君長と見做す点については共有されているからである。この事に単于の三郡烏桓における定着の一端を見出し得よう。

後漢末期以来、単于は音が変わり価値や尊位も低下し、乱発されるようになったとはいえ、なお各地に残存していたとされるが⁴⁵、では、何故、烏桓に定着し得たのであろうか。次章では、同時代の烏桓以外の単于も視野にいれつつ、その運用状況について検討する。

三、後漢末から曹魏にかけての単于

前章において、世襲王権の出現過程の三郡烏桓において、単于が与えられ、それが君長号として受け入れられた事を述べた。その後の三郡烏桓においても、単于を君長号とする事は引き続き行われるのであるが、そうであるならば、何故、本来的に自身の君長号ではない単于が三郡烏桓に定着し得たのか。この点を論ずるに、少々迂遠ながら、三郡烏桓に単于が用いられていたのと同時代―即ち後漢末から曹魏―における他の単于を一瞥し、以て三郡烏桓との比較を試みようと思う。本稿の冒頭でも述べた通り、烏桓への単于の授受というのは、烏桓の体制の変化で

もありながら、授与する側の変化でもあった。そこで、漢や曹魏による単于の運用状況何如について見てみる事は、三郡烏桓の単于についても知見を与える手掛かりとなるだろう。

まず、三郡烏桓以外の烏桓について見てみれば、代郡烏桓においても単于の浸透があつた事が見られる。曹操の三郡烏桓征伐と相前後して代郡太守に拔擢された裴潜であつたが、その任命の背景を『三国志』卷二十三、裴潜伝は、

時に代郡大いに亂れ、潜を以て代郡太守と爲す。烏丸王及び其の大人、凡そ三人、各々自ら單于を稱し、郡事を專制す。

(時代郡大亂、以潜爲代郡太守。烏丸王及其大人、凡三人、各自稱單于、專制郡事。)

と説明する。ここに明らかな如く、合計三人の烏桓王乃至大人が単于を自称し代郡を牛耳っていたために、裴潜が派遣された。この三人の単于のうちの一人名は、第一章でも見た代郡烏丸行単于の普富盧であろう。そして、もう一人は胡三省によれば無臣氏であるとされる^④。三人目の名前は不明であるが、『三国志』裴潜伝は、裴潜が三年間に亘つて太守として代郡を善く統治し、その功績によつて丞相理曹掾に転属した事に続けて、

後數十日して、三單于の反問至り、乃ち鄴陵侯の彰を遣わして驍騎將軍と爲して之を征せしむ。

(後數十日、三單于反問至、乃遣鄴陵侯彰爲驍騎將軍征之。)

と記しているから、代郡を牛耳り初めてから三年経った後も、なお彼の地には三人の烏桓の単于が存在していたようである。ここに見た代郡烏桓の単于と、先に見た上郡烏桓の単于については、前掲『三国志』武帝紀、建安十二年十一月条に初見するが、恐らく三郡烏桓に単于が与えられたのと並行して、他の地域の烏桓にも単于が広まっていったのであろう。後述する如く、当時において単于は非漢族の君長を懐柔する肩書きとして用いられており、三郡烏桓が烏桓の中で特別に単于を占有していたと考える理由はない。

以上に確認した通り、単于は三郡烏桓に限らず広く烏桓の中で用いられていた。次に烏桓以外の単于について見ていこう。まず見るべきなのは、単于の本来とも言い得る匈奴単于である。これは明らかに別格の存在であった。

『三国志』巻一、文帝紀、延康元(220)年十一月条、裴注所引『献帝伝』に、

辛未、魏王登壇して受禪し、公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷の朝する者數萬人陪位し、天地・五嶽・四瀆を燎祭して曰く「……」

(辛未、魏王登壇受禪、公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷朝者數萬人陪位、燎祭天地・五嶽・四瀆曰「……」)

とあって、禪讓という曹魏建国の最重要事項において、匈奴單于が四夷と区別されて列席しているのを見る。曹魏の所謂「上尊号碑」においても、並み居る臣僚の中で、匈奴單于の呼廚泉が非漢族の君長としては唯一其の名を連ねている。井波陵一氏は、「呼廚泉は『客礼』⁴⁶によつて待遇され、九卿より早く名前が登場しているが、本当に『お客さん』であり、実権を伴っていたとは言い難い」と述べるが、他の非漢族と較べれば、匈奴單于はやはり別格の存在であつたと言えよう。

では、烏桓と匈奴以外に单于是居たのであろうか。『三国志』文帝紀、延康元（220）年三月条を見ると、

滅貂・扶餘の單于・焉耆・于闐の王皆な各々使を遣わして奉獻す。

（滅貂・扶餘單于・焉耆・于闐王皆各遣使奉獻。）

とあつて、後漢の最末期に滅貂单于と扶餘单于が来朝した事を知る。滅貂は高句麗を意味するが、高句麗にせよ扶餘にせよ、その君長は王を称していたはずである。④⑤ そうであるにも拘らず、ここで両者は单于と記されている。後ろに続く焉耆と于闐の君長が王とされている事から見ても、来朝した君長を一括して单于と呼んでいた事は想定し難い。何らかの事情を反映していると思われるべきだろう。

これに関連して、孫呉が高句麗王に单于を与えた事例が目引く。

『三国志』卷四十七、呉主伝、嘉禾二（233）年三月条裴注所引『呉書』

初め、張彌・許晏等俱に襄平に到る。……因りて詔を句驪王宮及び其の主簿に宣べ、詔して賜有るも遼東の攻奪する所と爲るを言う。宮等大いに喜び、即ち詔を受け、使人に命じて且に隨いて羣・徳を還迎せしむ。其の年、宮皂衣二十五人を遣わして且等を送りて還さしめ、表を奉じて稱臣し、貂皮千枚・鶡雞皮十具を貢す。且等權に見え、悲喜自勝する能わず。權之を義とし、皆な校尉に拜さる。聞つること一年、使者の謝宏・中書の陳恂を遣わして宮を拜して单于と爲さしめ、加えて衣物珍寶を賜う。

（初、張彌・許晏等俱到襄平。……因宣詔於句驪王宮及其主簿、詔言有賜爲遼東所攻奪。宮等大喜、即受詔、命使人隨且還迎羣・

徳。其年、宮遣皂衣二十五人送旦等還、奉表稱臣、貢貂皮千枚・鷄雞皮十具。旦等見權、悲喜不能自勝。權義之、皆拜校尉。開一年、遣使者謝宏・中書陳恂拜宮爲單于、加賜衣物珍寶。」

高句麗王はこの後に曹魏と連携を深めていくため、呉主孫権からの単于を長く保持していたとは考えられないが、それでも孫権の認識の中に、高句麗に対する称号として単于が存在した事は疑いない。

かかる孫権の高句麗への単于授与の背景について、菊地大氏は孫呉が公孫淵と断絶したため、燕王である公孫淵より上位に高句麗王を位置づけ、且つ「遊牧号をイメージさせる『単于』を通じて馬の確保を容易にしたいこと」を推定している。⁵¹これに対して渡邊義浩氏は、菊地氏の見解を「国際秩序を理解していない見解」とし、孫権が単于という称号を選んだのは、高句麗を北狄と位置づける事によつて、孫呉の国際秩序を北方に及ぼすためだとしている。⁵²

孫呉から見て、高句麗の重要性が主に対曹魏・公孫淵における戦略面にあつた事は間違いないだろう。また、馬の入手がその目的の一つであつた事も首肯し得る。但し、孫呉からの単于任命が嘉禾二（233）年の翌年（開一年）、つまり嘉禾三（234）年であるのに対して、右掲『三国志』文帝紀の「滅貊・扶餘單于」の記述が延康元（220）年である点は注目して良い。つまり、高句麗を単于とするのは孫呉に初見するのではないのである。曹魏からすれば、周知の如く南匈奴等を自らの影響下に抱えており、わざわざ高句麗を北狄と位置づける必要はない。『三国志』の『魏書』が高句麗を東夷伝に列する事も、曹魏の見解として高句麗が北狄ではなく東夷であつた事を裏付けよう。従つて、孫権が高句麗に単于を与えた事については、北狄と位置づける存在を欲していた如き孫呉独自の事情もあつた可能性はあるが、それは曹魏においては通用し得ない事は明白であり、あらためて、何故、三國時

代に单于が高句麗と接続されていたのかを考えなくてはなるまい。

余呉奎氏は孫呉による高句麗王への单于授与を、「高句麗を漢族出身の公孫氏政權と區別し、非漢族の国家と認識していたことを示している」と見做す。孫呉のみならず、曹魏においても高句麗王が单于と呼称されている事を踏まえれば、孫呉に限定する事なく、三国時代において「非漢族の国家」の君長と单于とが接続されつつあるという事になる。この動きは、单于が本来の意味である匈奴の君長号から乖離して、広く非漢族の君長への称号となつてきている事を示唆している。つまり、先に見た高句麗や夫餘の单于は、彼らが「非漢族の国家」である事の表象であつたのではなからうか。

また、单于授与の際に、授けられる側の集団が自らの君長の呼称として单于を用いていたか否かは問題とされないうである。高句麗にしても夫餘にしても、彼ら固有の君長号を無視して单于と呼ばれたのであろう。

烏桓・高句麗・夫餘のそれぞれにおいて、元来单于を君長号とする集団ではないにも拘らず单于を与えられる(乃至单于と記録される)事が確認された。斯様な单于の導入は、各集団内からの自発的な動きの可能性もあるが、外部からの影響を契機とする可能性がより高いように思われる。なんとすれば、三郡烏桓の单于の導入が袁紹という外部を契機とする事は既に述べてきた如くであるし、高句麗と夫餘にはそもそも单于が定着しておらず、内部からの要請で单于という君長号を用いたとは考え難いからである。

この外部からの单于の授与という点について手がかりを与える史料が、左の『三国志』卷二十六、牽招伝の記事である。

太祖將に袁譚を討たんとするも、而れども柳城烏丸騎を出だして譚を助けんと欲す。太祖招の嘗て烏丸を領

するを以て、遣わして柳城に詣らしむ。到り、峭王の嚴するに五千騎を以てし當に遣わして譚に詣らしむるべきに値う。又た遼東太守の公孫康自ら平州牧と稱し、使の韓忠を遣わして單于の印綬を齎して往きて峭王に假せしむ。峭王羣長と大會し、忠も亦た坐に在り。峭王招に問うに「昔、袁公天子の命を受けりと云い、我を假して單于と爲す。今、曹公も復た當に更めて天子に白して、我を真單于に假すべしと言う。遼東も復た印綬を持して來たる。此の如くんば、誰ぞ當に正と爲すべけんや」と。

(太祖將討袁譚、而柳城烏丸欲出騎助譚。太祖以招嘗領烏丸、遣詣柳城。到、值峭王嚴以五千騎當遣詣譚。又遼東太守公孫康自稱平州牧、遣使韓忠齎單于印綬往假峭王。峭王大會羣長、忠亦在坐。峭王問招「昔袁公言受天子之命、假我爲單于。今曹公復言當更白天子、假我真單于。遼東復持印綬來。如此、誰當爲正。」)

これは曹操が三郡烏桓を平定するに先立って、一部の烏桓を自身の陣営に取り込もうとした時のやりとりである。右に明らかな如く、曹操・袁紹・公孫康がそれぞれ烏桓の懐柔に單于という称号を利用しており、非漢族を自身の陣営に招き入れるツールとして單于が機能し始めている。これ以前に、匈奴以外に單于を与える事が見られない事を踏まえれば、後漢末期に非漢族懐柔の新たな称謂として單于が用いられるようになっていたと見做し得よう。要するに、後漢末から曹魏にかけて非漢族集団に單于を与えるという事が、言わば外交カードとして用いられているのである。これは従来の率衆王等の外交カードに、新たに一枚單于というカードが加えられた事を意味する。この点は、以後の歴史における單于の利用法を見る上で、極めて重要な示唆を持つであろう。非漢族集団への称号授与において、新たに單于が選択肢として浮上してきたのが、後漢末なのである。

烏桓について見てみれば、單于は率衆王の如き漢的な秩序の中にあるものでもなければ、大人の如き集団内部の

固有の稱謂でもない。ために何故、单于が用いられるようになったのかが問われなくてはなるまいが、具体的にそれを語る史料がなく確証を得ない。しかし、一つの可能性を示すのであれば、先に引いた『英雄記』の「齋單于璽綬車服、以對爾勞」に手掛かりがあると思われる。

この記事は即ち、烏桓の王であった三郡烏桓それぞれの君長が、「奮氣畜士、忿姦憂國、控弦與漢兵爲表裏、誠甚忠孝、朝所嘉焉」であった事に対する褒賞として单于を与えられた事を意味している。然らば即ち、单于是王よりも上に位置づけられる存在となり、従来以上の待遇を保証し得るものとなる。单于を王より上位に位置づけられるのであれば、王を名乗る勢力に対して单于を与える名分も立つ。旧来よりも好待遇を保証する新たな稱謂の出現は、複数の軍閥が割拠する中で、非漢族を自陣営に引き寄せる格好の材料となったであろう^⑤。

そうであるならば、上に見た高句麗や夫餘と单于の関わりも、かかる外交カードとしての单于利用に連なるものであったのではあるまいか。右の『三国志』牽招伝の記事は、後漢末期において複数の勢力によって单于が外交上利用されていた事を示している。それより降る三国時代においても、やはり单于を外交上のカードとして利用された事は想定し得るだろう。单于が王より上位を保証し得るものとして期待されたのであれば、曹魏が高句麗を单于と見做している可能性が高い——『三国志』文帝紀の記事は後漢代の事であるが、実権は曹丕にあったのであり、漢魏革命を経て一転して高句麗と单于が無関係とされたとは想定し難い——中、孫吳がそれに対抗すべく单于を高句麗に与えた可能性もあるだろう。

さて、斯く集団固有の称号とは関係なく、单于が非漢族集団に授与されるようになったのであるが、その受け取られ方は一様ではない。袁紹が三郡烏桓に单于を与えて以来、彼らが遼東に移動してもなお单于の肩書きを保持していた事は、前掲『三国志』毋丘儉伝に見た如くである。従って、三郡烏桓の单于については、外部から授与された

単于が世代を超えて継承されていたと見て良い。一方の高句麗や夫餘は、その後の史料で単于と記される事は無い。両者の違いは何処にあるのか。

高句麗と夫餘において、単于と記される時期（三世紀初）は既に世襲王権を含めた国家体制が一定程度には固まっていた頃であった。高句麗について見てみると、金賢淑氏は王莽の時代には高句麗は王を頂点として政治集団として固まっております、大武神王の治世下（在位一八〇―四四年。本稿における高句麗王の在位年は『三国史記』に基づく）には那部体制の基本が形成され、太祖王代（在位五三〇―四五年）に那部体制が完成し、王は高句麗全体の王として他の那部の長達とは区別された上位の存在とされ、那部を通じて全ての高句麗人に支配権を行使したと言う^⑧。また、夫餘について見てみると、宮本一夫氏は、考古学的分析を踏まえ、紀元前一世紀から紀元後一世紀の段階で夫餘に世襲的首長氏族が成立し、王権が確立していたと指摘する^⑨。従って、高句麗は遅くとも二世紀半ばに、夫餘は遅くとも後一世紀に、大凡の国家体制を整え、特定の氏族が君長位を占めるようになっていたと見て良いであろう。

一方の鳥桓は前章まで述べてきた如く、世襲王権導入という王権継承の在り方を変革させている最中であり、集団の構造としては相対的に未成熟であった。加えて三郡鳥桓として集団的な纏まりをなしたのは丘力居から蹋頓にかけての時期であって、集団形成においても始まったばかりであった。三郡鳥桓は、かかるタイムミングに単于を授与されているのである。

単于が定着しなかつた高句麗・夫餘と定着した三郡鳥桓という現実を踏まえれば、三郡鳥桓については、同時並行的に世襲王権と単于とが導入された結果、集団として成熟するにつれて、両者がともに定着したと考えられるのではなからうか。つまり、集団形成の過程に導入された単于が、集団の成熟と共に受容され、定着していったと考えられるのである。単于と称された初出―即ち二二〇年―の時点で、ある程度の集団の成熟を見ていた高句麗・夫

餘に單于が定着しなかつたのは、定まつた君長位を敢えて変更する必要が認められなかつたからであらう。翻つて三郡烏桓では、強力な王権や世襲王権が求められ、王権の在り方が変化していた時期に、單于という新たな君長号の出現を見たのであつて、單于が旧来の君長位に取つて代わり得る素地はあつた。單于という君長号を受け取る側の社会が、なお可変性に富んだ未成熟な時期だつたからである。

要するに、三郡烏桓社会にとつてみれば、君長号と王権の在り方が共に変化したという事になり、単に称号のみを押し付けられた高句麗等よりも、定着し易い環境があつたと思ひるのである。ために特に三郡烏桓に單于が定着したのであらう。

あるいは、それぞれの持つ習俗の差が影響している可能性もあらう。池上二良氏の整理に拠れば、三世紀の東北アジアの言語は、①モンゴル語の一派乃至テュルク語の鮮卑・烏桓の言語、②ツングース語・満洲語の一派かそれに近い言語と思われる夫餘・高句麗・濊・東沃沮の言語、③今日で言う古アジア語に一括されるような近隣と非常に異なる挹婁の言語、の三種に大別される。それぞれが如何なる言語体系にあるのかという問題は、本稿で触れる余裕がない。ここでは烏桓と高句麗・夫餘とが、それぞれ異なる言語グループに属している事を確認しておきたい。一方、匈奴についてはモンゴル系なのかテュルク系なのか定め難い部分もあり、そもそもそれを定める事自体に懐疑的な意見も存するものの、『後漢書』列伝八十、鮮卑列伝に、

和帝の永元中、大將軍の竇憲 右校尉の耿夔を遣わして匈奴を撃破せしめ、北單于逃走し、鮮卑此に因りて轉徙し其の地に據る。匈奴の餘種の留まる者尚お十餘萬落有り、皆な自ら鮮卑と號し、鮮卑此より漸々盛たり。

(和帝永元中、大將軍竇憲遣右校尉耿夔撃破匈奴、北單于逃走、鮮卑因此轉徙據其地。匈奴餘種留者尚有十餘萬落、皆自號鮮卑、鮮

卑由此漸盛。）

とあるに拠れば、匈奴と鮮卑とは習俗をかなり近くすると見て良いであろう。既に述べた如く鮮卑と烏桓とは習俗を近くするのであるから、三段論法めくが、匈奴の習俗というのは烏桓にも近いと言える。

右に確認した如く言語グループから見れば烏桓と夫餘・高句麗は異なる集団に属したのであるから、その習俗も異なっていた事が予想される。单于とは元来匈奴の君長号であったのだから、夫餘・高句麗に比して、烏桓の方が单于との親和性が高かったと想定する事は不当ではあるまい。かかる各集団間における習俗の違いが、单于の定着に影響を与えた可能性もあるだろう。

单于が定着するか否かという問題が、右に示した二つの仮説——集団構造の成熟度合いの問題乃至習俗の問題——の内のどちらか乃至二者複合的な理由に基づくにせよ、将又それ以外の理由に基づくにせよ、ここから分かる事は、单于には被授与者側との親和性とも言うべき「向き不向き」が存在するという事である。ために集団毎に单于の定着度合いの差が出現するのである。^⑧ここで附言しておくべきは、「向いている」三郡烏桓においても、定着したのが单于という称谓であつて、袁紹の設けた左右单于は継承されなかつたと思しい点である。

毋丘儉の遼東遠征時に曹魏に内附した烏桓の君長は、『三国志』卷三、明帝紀、景元元（260）年七月条に、

會々雨を連ねること十日、遼水大いに漲り、儉に詔して軍を引き返らせしむ。右北平烏丸单于の寇婁敦・遼西烏丸都督王の護留等遼東に居るも、部衆を率いて儉に隨いて内附す。

（會連雨十日、遼水大漲、詔儉引軍還。右北平烏丸单于寇婁敦・遼西烏丸都督王護留等居遼東、率部衆隨儉内附。）

とあつて、右北平烏桓において单于が継承されている事を知るが、左右单于とは書かれていない。また、右引『三國志』牽招伝で、蘇僕延が「昔袁公言受天子之命、假我爲單于」と言い、やはり左右单于とせず、加えてしばしば見てきた如く蹋頓や樓班は单于と称されている。つまり、袁紹から烏桓单于・左右单于を授けられたはずの三郡烏桓の各君長は、誰も左右单于を称していないのである。史料の脱漏があるのかもしれないが、左右单于が三郡烏桓の中には定着しなかつた可能性を指摘しておきたい。即ち、定着したのは单于という称谓のみであつて、左右单于の称谓―これを名乗る事は、上下關係を伴う单于・左右单于体制が構築される事をも意味する―は定着しなかつた可能性が存するのである。

本来的に单于とは至上の君長号であつて、左右等の複数の单于が上下關係を構築する事はない。ためにこれは袁紹の創建したものと見做し得る。なれば、かかる用法に袁紹の烏桓への单于授与の思惑は見取れるだろう。佐藤達郎氏は、後漢の率衆王について烏桓の内部秩序を漢側が保証・再編するものであつて、烏桓の側でも君長と部族の權威の確立をもたらすものであつたと述べている。烏桓单于・左右单于体制の如く、袁紹が三郡烏桓内部の序列を定めている事に鑑みれば、单于も烏桓の内部秩序を保証するものとして期待されたと言えよう。『三國志』卷二十、烏丸鮮卑東夷伝序に、

會々袁紹河北を兼ね、乃ち三郡烏丸を撫有し、其の名王を寵して其の精騎を收む。

(會々袁紹兼河北、乃撫有三郡烏丸、寵其名王而收其精騎。)

とあつて、袁紹に三郡烏桓の精銳が味方した事が語られている。かかる精銳騎兵の確保という狙いが袁紹にあつた

事は間違いない。それを踏まえれば、袁紹は軍事的動員を簡便ならしめるために、三郡烏桓内部の序列を確定させたかったと見て良いのではなからうか。従つて、単于・左右単于による上下関係は、全く袁紹側の都合によつて定められたものであると言つて良い。

しかし、そもそも蹋頓を頂点として以降、三郡烏桓の秩序体系は一定程度には固まつていたはずで、聞きなれない左右単于を継承していく必要はなかつたのではないか。事実、既に見た如く、三郡烏桓の単于に左右を冠するものは存在しない。

要するに、三郡烏桓内部では単に新たな君長号として単于が運用されているのに対して、袁紹側では三郡烏桓の序列化も含み込んだの単于・左右単于の授与であつたと見做し得る。ここに両者の単于理解の乖離が垣間見える。斯様な乖離を端的に表象するのが、三郡烏桓において左右単于が継承されず、単于の称谓のみが受け継がれていつた事ではなからうか。⁷²⁾

ここで思い起こすべきは、三郡烏桓の王権の変質と、君長号の変更が直接的因果関係になかつたという前章での指摘である。これは王権が変質し、三郡烏桓が大きく変化していく中で、単于が取り込まれた事を意味する。つまり、袁紹に与えられた単于の型式を保全しない事は、三郡烏桓の王権の在り方に大きな影響を与えないのである。三郡烏桓は、単于という君長号を定着させ、それと世襲王権を上手く接続させたものの、左右単于については取り込まなかつた。これは、三郡烏桓が集団として自立していく中で——同時期の鮮卑もまた集団として自立していく過程にあつた事を想起されたい——自らの王権に合う君長号を選んだ結果ではないだろうか。⁷³⁾

斯く授与する側とされる側の認識の乖離はあつたとはいえ、三郡烏桓に導入された単于は世襲王権と共に定着していった。但し、単于は導入されたままの形で保存・継承されたのではなく、三郡烏桓が彼らなりに単于を自己の

体制内に消化していった事も予想される。ここに非漢族と漢・曹魏の間における单于理解の乖離が見られる。そうであるならば、非漢族が新たな称号を貰ったとしても、それがそのままの形で授与された側の社会に影響しない場合も想定し得よう。これは、史料の零細な勢力について、その権力構造を分析する上で、注視しなくてはならない視角であろう。

むすびにかえて

本稿では、烏桓における单于の導入について、史料整理と初歩的考察を行つた。最後にこれまで述べてきた事の整理と、今後、研究が展開し得る可能性について述べておこう。

後漢末に三郡烏桓は世襲王権を自らの体制に導入しようと試みた。その背景には、漢人との接触や混迷する周辺環境への対応等の様々な要素が想定し得るが、究極的には三郡烏桓が集団としてまとまる必要があつた点に起因する。鮮卑や諸軍閥に囲まれた烏桓は強力な王権を必要とし、その安定的な維持のために世襲王権が求められる素地もあつた。特に三郡烏桓においては、丘力居とその血族が王権を独占する傾向を見せている。三郡烏桓に出現した世襲王権が、他の烏桓にも見られたか否かは確証を得ないが、同様に出現した可能性はあり得る。

世襲王権の導入と時を同じくして袁紹から单于を授与された三郡烏桓は、それを自らの君長号として取り込んでいった。それは三郡烏桓の王権の在り方が変化している最中の事象であつたが故に、新たな王権の在り方―即ち、世襲王権―と共に三郡烏桓に定着していった。当時、非漢族の君長に单于を与えるという事は、漢側の非漢族集団に対する外交カードの一つであつて、それは必ずしも单于を自らの君長号としない勢力に対しても行われた。例え

ば高句麗や夫餘の君長も単于とされていたが、既に自らの体制を固めていた高句麗・夫餘では単于は定着せず、君長は王を称し続けていた。一方で、王権の在り方そのものにも変化があった三郡鳥桓においては、新機構が構築過程にあつて未成熟であつた事もあり、君長号の変化も同時に定着したと思しい。あるいは、高句麗や夫餘に比して、鳥桓の習俗は相対的に匈奴の習俗に近く、馴染み易かつた事も予想される。

注意を要するのは、世襲王権と単于の両者が三郡鳥桓に同時並行的に導入されたのであつて、両者が何らかの因果関係を持つて導入されたのではない事である。確かに袁紹による鳥桓への単于授与は、君長を単于とするが如き三郡鳥桓の体制の変化を齎した。そして、それと同時並行的に世襲王権も三郡鳥桓に根付いていったのであるが、両者はあくまで別個の事象なのである。時系列でみれば、世襲王権の成立への動きの方が、単于の授与に比してやや先行しており、これは三郡鳥桓自身が自らの王権の在り方について自問している中に、単于が与えられた事を意味する。三郡鳥桓が袁紹から与えられた単于の内、左右単于については定着させなかつたと思われる事は、彼らの集団としての自覚が強まつたために、授与された称号を彼らなりに咀嚼した結果であつたのかもしれない。

なお、三郡鳥桓において左右単于は継承されなかつた可能性が高い事は、授与される側と授与する側の認識の乖離が表出しているからだと見做し得る。三郡鳥桓から見れば単于は新たな君長号であるが、袁紹から見ればそれは三郡鳥桓を組織化し、自らの兵力を増強するための方策の一つであつた。後漢における斯様な非漢族の組織化は、本来は率衆王が担つていた役割である。その事を踏まえれば、三郡鳥桓と袁紹の関係において、単于という極めて匈奴的な称号が、極めて後漢的に運用されている点が指摘できよう。これは単于本来の持つ意義と大きくかけ離れている事は言うまでもない。

要するに、一見すると匈奴的な君長号である単于も、その内実を見れば極めて後漢的な理屈で運用されていると

いう事になる。これは草原世界の概念が漢的世界に取り込まれるケースの一事例を示しているのではないだろうか。かかる運用方法については、単于を授与する側の理屈を示す様な史料が極めて少ないため断定する事は難しいが、その取りこまれ方に関連して、熊谷滋三氏の見解に着目したい。

熊谷氏は漢王朝が非漢族に印綬を授与する際に、且渠の如き非漢族の官職の印綬を授与するにおいても、それを官とは見做さず、爵として処理したと指摘する。^⑧つまり、非漢族に関する称谓は、漢王朝から見れば「授与する」という行為上―全て爵のカテゴリーで認識されていた可能性がある。もしそうであれば、単于もまた「漢的な爵制」の中にも含み込まれていったのではないだろうか。とはいえ、現段階では推測の域を出ず、この点は漢の爵制秩序と非漢族（及びその君長号）を含んだ分析が必要であろう。^⑨

斯く単于は元来の匈奴の君長という意味から離れ、様々に意味合いを持たせられ乱発されていく。斯様な単于の行く末についても検討していかなくてはならないだろう。多くの問題をなお残す結果となったが、何れも今後の課題としたい。

注

① 「烏桓」は、史料によっては「烏丸」とも記される。これは曹魏文帝曹丕の字である子桓を避けたためとも言われる（吉本道雅『鳥桓史研究序説』『京都大学文学部研究紀要』四九、二〇一〇年、一六―一七頁）。「烏桓」と書くにせよ「烏丸」と書くにせよ、これは漢字音写の問題であって、正確な正解というものは存在しない。とはいえ煩瑣は避けるべきであるため、本稿では引用を除き「烏桓」で表記を統一する。

② 『三国志』卷三十、烏丸伝及び『後漢書』列伝八十、烏桓列伝を参照。以下、正史を引用する場合、初出時のみ巻数を示し、重ねて同じ列伝を引用する場合は、巻数を省略し列伝名のみを記す。

- ③ 鳥桓に概説的説明を加える書は少なからずあるが、日本語で最もまとまったものとしては、船木勝馬『古代遊牧騎馬民の国―草原から中原へ―』（誠文堂新光社、一九八九年）を参照されたい。
- ④ 内田吟風『烏桓鮮卑の源流と初期社会構成』（内田吟風『北アジア史研究 鮮卑柔然篇』、同朋舎、一九七五年、初出一九四三年）、馬長寿『烏桓与鮮卑』（広西師範大学出版社、二〇〇六年、初版一九六二年）等参照。
- ⑤ 川本芳昭『三国期段階における烏丸・鮮卑について―交流と変容との観点から見た―』（川本芳昭『東アジア古代における諸民族と国家』、汲古書院、二〇一五年、初出二〇〇九年）、七七頁。
- ⑥ 内田吟風『烏桓鮮卑の源流と初期社会構成』（前掲）、五六頁。
- ⑦ 船木勝馬『古代遊牧騎馬民の国―草原から中原へ―』（前掲）、六一頁。
- ⑧ 栗原朋信『外臣の璽綬』（栗原朋信『秦漢史の研究（第四版）』、吉川弘文館、一九七七年、初版一九六〇年）、一九七頁。
- ⑨ なお、鳥桓の社会機構は大人を頂点としていた以外は不明確な部分も多い。匈奴や後漢の制度を模倣して導入されたと言われる百夫長や千夫長は（馬長寿『烏桓与鮮卑』前掲、一一八頁参照）、本論後掲の『英雄記』に見えるのみであって、管見の限り実際の就任者を徴し得ないし、他に大人の戎末魔が親漢都尉であった事も見えるが（後掲注⑨参照）、これも筆者の見たと、彼以外には就任を確認できない。一方、率衆王は散見されるが、おそらくこれは大人クラスの者が漢側から任命されていたと見え、鳥桓社会内部の機構を反映する肩書きであるとは言い難い面がある。

また、『三国志』烏丸伝、裴注所引『魏書』に、

常推募勇健能理決鬪訟相侵犯者爲大人、邑落各有小帥、不世繼也。數百千落自爲一部。

とあるから、鳥桓には大人と小帥があつて、部単位で組織されていた事を知る。よつて、鳥桓の社会機構については、馬長寿氏が、部落単位の小帥を大人が束ねており、おつて百夫長や千夫長が導入された、と概観する以上の詳細は明らかでないと言わざるを得ない（馬長寿『烏桓与鮮卑』第二章 一、鳥桓的邑落公社）前掲、参照）。

それに対して鳥桓の社会風俗の面においては、既に詳しい整理検討が加えられている。これについては、内田吟風『烏桓鮮卑の源流と初期社会構成』（前掲）、馬長寿『烏桓与鮮卑』（前掲）、黄烈『中国古代民族史研究』（人民出版社、一九八七年）、王明珂『遊

牧者の抉擇―面对漢帝國的北亞遊牧部族―』（中央研究院、二〇〇九年）、川本芳昭「三國期段階における烏丸・鮮卑について―交流と変容との観点から見た―」（前掲）等を参照されたい。

⑩ 佐藤達郎「漢代における周辺民族と軍事―とくに属国都尉と異民族統御官を中心に」（宮宅潔編『多民族社会の軍事統治 出土資料が語る中国古史』、京都大学学術出版会、二〇一八年）、二三三頁。

⑪ 以下、本稿において漢と記す場合、前漢・後漢王朝のみならず、袁紹等の後漢末期の諸軍閥をも含む事とする。前漢や後漢王朝に特に言及する場合は、それぞれ「前」「後」字を冠して明確に使い分ける。

⑫ 中華書局標点本『三國志』では、「頡下」を遼東属国率衆王の名前と解釈し、今鷹真・小南一郎訳『三國志』（筑摩書房、一九九三年、初版一九八二年）も頡下を人名に訳すが（四卷、四二九頁）、この読解には疑問が残る。例えば、沈家本は「頡下」を名前として読んでいない事が、

『三國志瑣言』

遼東卒衆王末書名、即峭王也。

より分かるし、内田吟風・田村實造ほか訳『騎馬民族史 正史北狄伝』（平凡社、一九七一年）も、「頡下」を人名ではなく動詞として訳している（一卷、一七七頁、担当訳者は河内良弘氏）。本稿では、「頡下」が蘇僕延の異訳とは考え難いため動詞として読むという吉本道雅「烏桓史研究序説」（前掲、一二〇頁）の指摘に従う。

⑬ 三郡烏桓については、方北辰「三郡烏丸考」（『西南交通大学学报（社会科学版）』第六卷第四期、二〇〇五年）参照。

⑭ 馬長寿『烏桓与鮮卑』（前掲、一三五頁）参照。

⑮ 『三國志』武帝紀、建安十一（二〇六）年八月条

三郡烏丸承天下亂、破幽州、略有漢民合十餘萬戶。袁紹皆立其酋豪爲單于、以家人子爲己女、妻焉。遼西單于蹋頓尤彊、爲紹所厚、故尚兄弟歸之、數入塞爲害。

⑯ 前後も引用すると以下の如くである。

『後漢書』烏桓列伝

紹矯制賜蹋頓・難樓・蘇僕延・烏延等、皆以單于印綬。後難樓・蘇僕延率其部衆奉樓班爲單于、蹋頓爲王、然蹋頓猶秉計策。

⑰ 『三國志預言』

惟正文尚有上谷烏谷大人難樓、英雄記未之及似傳文難爲衍文。

⑱ 吉本道雅「鳥桓史研究序説」(前掲、一〇六頁) 参照。

⑲ 他に渡邊義浩「後漢の匈奴・鳥桓政策と袁紹」(渡邊義浩『三國志よりみた邪馬台国―国際関係と文化を中心として―』、汲古書院、二〇一六年、初出二〇一五年)も、難樓が袁紹に單于を授けられたと理解している。

⑳ 馬長寿『鳥桓与鮮卑』(前掲、一三九頁) 参照。

㉑ 方北辰「三郡烏丸考」(前掲、一五〇―一六頁) 参照。

㉒ 馬長寿『鳥桓与鮮卑』(前掲、一四二―一四三頁)、吉本道雅「鳥桓史研究序説」(前掲、一一〇頁)等参照。何れも、難樓と那樓が同じ名前を音写したものと見做しており、所在の違いは、どこかの時点で上谷から上郡へ移動した故と考えられている。

㉓ 大凡の顛末は以下の通り。

『三國志』武帝紀、建安十二(207)年条

將北征三郡烏丸、諸將皆曰「袁尚、亡虜耳、夷狄貪而無親、豈能爲尚用。今深入征之、劉備必說劉表以襲許。萬一爲變、事不可悔。」惟郭嘉策表必不能任備、勸公行。

夏五月、至無終。

秋七月、大水、傍海道不通、田疇請爲鄉導、公從之。引軍出盧龍塞、塞外道絕不通、乃塹山堙谷五百餘里、經白檀、歷平岡、涉鮮卑庭、東指柳城。未至二百里、虜乃知之。尚・熙與蹋頓・遼西單于樓班・右北平單于能臣抵之等將數萬騎逆軍。

八月、登白狼山、卒與虜遇、衆甚盛。公車重在後、被甲者少、左右皆懼。公登高、望虜陳不整、乃縱兵擊之、使張遼爲先鋒、虜衆大崩、斬蹋頓及名王已下、胡・漢降者二十餘萬口。遼東單于速僕丸及遼西・北平諸豪、棄其種人、與尚・熙奔遼東、衆尚有數千騎。初、遼東太守公孫康恃遠不服。及公破烏丸、或說公遂征之、尚兄弟可禽也。公曰「吾方使康斬送尚・熙首、不煩兵矣。」

九月、公引兵自柳城還、康即斬尚・熙及速僕丸等、傳其首。諸將或問「公還而康斬送尚・熙、何也。」公曰「彼素畏尚等、吾急之則并力、緩之則自相圖、其勢然也。」

②4 ここに引いた史料には遼東烏桓が見えないが、吉本道雅氏の言う如く公孫氏に駆逐された可能性がある（吉本道雅「烏桓史研究序説」前掲、一一四頁参照）。あるいは、二〇七年に遼東烏桓の単于の蘇僕延が殺された事も関係しているかもしれない。

『資治通鑑』卷六十五、獻帝建安十二（207）年条

遼東單于速僕丸（速僕丸、即蘇僕延、語有輕重耳。）與尚・熙奔遼東太守公孫康、其衆尚有數千騎。或勸操遂擊之、操曰、「吾方使康斬送尚・熙首、不煩兵矣。」九月、操引兵自柳城還。公孫康欲取尚・熙以爲功、乃先置精勇於柝中、然後請尚・熙入、未及坐、康叱伏兵禽之、遂斬尚・熙、并速僕丸首送之。

『三国志』武帝紀、建安十二年条にも同様の記述があるが、速僕丸と蘇僕延の関係が胡注によつて解し易いため、敢えて『資治通鑑』を引用した。

②5 田余慶（田中一輝・王鏗訳）『北魏道武帝の憂鬱―皇后・外戚・部族』（京都大学学術出版会、二〇一八年、一五三頁）、図四・一「後漢烏桓配置図（後漢并州・幽州図）」を基に加筆。図中の四角は原図の通りであり、烏桓のいた郡・属国を指すとされる。図中の丸は小野によつて加筆された部分であり、本稿と関わる烏桓の所在地を示している。なお、三郡烏桓の所在地は実線で、それ以外の烏桓の所在地は点線で記した。

②6 速僕丸と蘇僕延の関係については前掲注②4参照。

②7 詳細は後述するが、袁紹が構築した烏桓単于と左右単于に抛る三郡烏桓の秩序体制は、三郡烏桓内部において大きな影響力を持たなかったと思われる。故に本稿では、烏桓単于と左右単于に誰が配されたのかという点について深く追及しない。

なお、この問題について吉本道雅氏は、烏桓単于に遼西烏桓の蹋頓、左単于に遼東属国烏桓の蘇僕延、右単于に右北平烏桓の烏延がそれぞれ配されたと推定している（吉本道雅「烏桓史研究序説」前掲、一〇六―一〇七頁参照）。この序列は、【A】に見た三郡烏桓内の勢力差と（遼西烏桓が五千余落、遼東属国烏桓が千余落、右北平烏桓が八百余落）、彼らの位置関係（本論中の「後漢末烏桓分布図」参照）から見れば、納得できるものである。ただ、遼東属国率衆王の蘇僕延が版文を伝達しているため、伝達の結果、

命令伝達者がそれを受け取る者よりも下位に位置付けられるという事になる。あるいはここに疑いを差し挟む余地があるかもしれないが、この点について吉本氏は、『後漢書』劉虞伝に、張純の乱の際に劉虞に帰順したこと、ついで闇柔とともに公孫瓚と交戦したことが見え、劉虞に最も宥和的であった。そのため、公孫瓚と対立した袁紹に最も早く接近し、袁紹とほかの烏丸王を仲介したのであろう（吉本道雅「鳥桓史研究序説」前掲、一〇七頁）と予測を立てている。あるいはこの見解が当を得ているのであろうか。

⑳ 外部から三郡烏桓を見れば、依然として蹋頓を頂点とする集団に見えたのであろう。それとどうも、烏桓単于の位は樓班に譲り、蹋頓は王となつてはらずで、それは前掲『三國志』武帝紀、建安十二（207）年条にも、
尚・熙與蹋頓・遼西單于樓班・右北平單于能臣抵之等將數萬騎逆軍。

とある事からも確認できる。そうであるにも拘らず、なお蹋頓は単于と称されている事が、

『三國志』卷九、曹純伝

及北征三郡、純部騎獲單于踰頓。以前後功封高陵亭侯、邑三百戶。

『三國志』卷十七、張遼伝

從征袁尚於柳城、卒與虜遇、遼勸太祖戰、氣甚奮、太祖壯之、自以所持麾授遼。遂擊、大破之、斬單于蹋頓。

等から知れる。吉本道雅氏は、蹋頓が一時は烏桓単于であったため、王になつて以降もそのまま通称されたとする（吉本道雅「鳥桓史研究序説」前掲、一〇七頁参照）。それに加え、外から三郡烏桓を見た時に依然として蹋頓が中心且つ頂点となつていたように見えた事も、蹋頓が単于と呼ばれる一因となつていゝのではあるまいか。蹋頓が単于と呼ばれるにせよ呼ばれないにせよ、右の『三國志』武帝紀で、三郡烏桓関係者の記載順が二人の単于を差し置いて蹋頓を筆頭としている点に、当時の三郡烏桓内の序列が端的に表れていると言えよう。

㉑ 内田吟風・田村實造ほか訳『騎馬民族史 正史北狄伝』（二巻、前掲、一七〇頁、担当訳者は河内良弘氏）参照。

㉒ 例えば、松原正毅「遊牧社会における王権」（松原正毅編『王権の位相』弘文堂、一九九一年）は、「遊牧社会における政治的支配者のあるべき姿は、ふたつの点に集約される。それは、勇敢さと法的公平さである」（四三二頁）と約言する。

- ③① 『三國志』鮮卑伝、裴注所引『魏書』
鮮卑亦東胡之餘也。別保鮮卑山、因號焉。其言語習俗與烏丸同。
- ③② 内田吟風「烏桓鮮卑の源流と初期社会構成」（前掲）は、烏桓における百夫長や千夫長の存在から、後漢中期に烏桓における君長の世襲が出現していたと見做す。しかし、かかる推定を裏付ける百夫長や千夫長への就任者を示す史料は管見の限り確認できない。よって、本稿では丘力居の代までの烏桓において世襲は見られなかったとしておく。
- ③③ 川本芳昭「三國期段階における烏丸・鮮卑について―交流と変容との観点から見た―」（前掲、八六頁）参照。
- ③④ 大平聡「世襲王権の成立」（鈴木靖民編『倭国と東アジア』、吉川弘文館、二〇〇二年）、一九七頁。
- ③⑤ 楼班の能力が際立っていた事を物語るエピソードはなく、楼班単于即位以後の三郡烏桓は引き続き蹋頓によって領導されていた。そうであれば、三郡烏桓における最大の實力者は、楼班即位以後もなお蹋頓であったという事になる。以上の点に鑑みれば、楼班の即位は世襲の理屈によってなされたと思すべきであろう。吉本道雅氏も、「楼班擁立は、丘居力・楼班という王統を、蹋頓の『武略』に優先するものだが、烏桓大人位の世襲はここによく初見する」（吉本道雅「烏桓史研究序説」前掲、一〇七頁）と述べ、楼班の即位を世襲と位置づけている。
- ③⑥ 江上波夫『騎馬民族国家 日本古代史へのアプローチ（改版）』（中央公論社、一九九一年、一一三頁、初版一九六七年）参照
- ③⑦ 『三國志』鮮卑伝
（軻比能率いる鮮卑の）部落近塞、自袁紹據河北、中國人多亡叛歸之、教作兵器鎧楯、頗學文字。故其勒御部衆、擬則中國、出入弋獵、建立旌麾、以鼓節爲進退。
- ③⑧ 川本芳昭「三國期段階における烏丸・鮮卑について―交流と変容との観点から見た―」（前掲、八八〜九三頁）参照。
- ③⑨ 『後漢書』烏桓列伝
是後烏桓稍復親附、拜其大人戎朱廐爲親漢都尉。
ここに見える「朱」は「末」の書き間違いであろう。『統漢書』天文志中、順二十三に、
烏桓校尉耿擘使烏桓親漢都尉戎末廐等出塞。

とあるに拠る。なお、ここでは「末」と書かれている一方で「虜」字が「瘦」とされているが、これは筆写過程の問題か音写の問題かであろう。ひとまず本稿では「戎末虜」を是としておく。

④① 他にも、『後漢書』烏桓列伝には、

及紹子尚敗、奔蹋頓。時幽冀吏人奔烏桓者十萬餘戸、尚欲憑其兵力、復圖中國。

とあつて、袁尚が蹋頓を頼った時、幽州・冀州の「吏人」の内、十余万戸の人々が烏桓に奔った事が見える。また、曹操が三郡烏桓を討伐した時の事として、『三国志』武帝紀、建安十二(207)年八月条は、

使張遼爲先鋒、虜衆大崩、斬蹋頓及名王已下、胡漢降者二十餘萬口。

と記しており、当時の烏桓には少なくない漢人が居た事が分かる。

④② 『三国志』鮮卑伝、裴注所引『魏書』

自檀石槐死後、諸大人逐世相襲也。

なお、この後に鮮卑では軻比能の台頭を見るのであつて、世襲が完全に定着したとは言えない点は注意を要する。しかし後述する如く、当時の鮮卑の君長選出が推薦と世襲を並立させていたとするならば、それ程奇異とするには当たらないだろう。

④③ 江上波夫『騎馬民族国家 日本古代史へのアプローチ(改版)』(前掲)、一一八頁。

④④ 吉本道雅『後漢書三国志鮮卑伝疏証』(『東亜文史論叢』二〇〇九年第二号)、八四頁。

④⑤ 丘力居の血縁に連なる人間集団について、本稿では便宜的にそれを丘力居家と呼称する。

④⑥ 内田吟風「単于の称号と単于庭の位置について」(内田吟風『北アジア史研究 匈奴篇』、同朋舎、一九七五年、八五〜八六頁、初出一九五六年)参照。また、荒木均「漢・前趙・後趙における皇帝・天王・大単于」(『青山学院大学文学部機要』四三、二〇〇一年)は、後漢・曹魏の単于乱発を踏まえ、「そうなる」と単于号はもはや匈奴人固有の誇り高き君主号ではなく、漢人王朝の一臣從民族なり一部族の君主号に過ぎなくなつた」(四頁)と述べ、単于の価値低下を端的に述べる。

④⑦ 『資治通鑑』卷六十七、獻帝建安二十一年(216)年五月条

代郡烏桓三大人皆稱單于、(代郡烏桓單于、其一曰普盧、其二曰無臣氏、其三則未之聞也。)恃力驕恣、太守不能治。

□内の胡三省注に見える普盧とは、本論で見た普富盧であろう。もう一人の無臣氏は『三國志』、武帝紀、建安二十三(218)年条に、

夏四月、代郡・上谷烏丸無臣氏等叛、遣鄒陵侯彰討破之。

とある無臣氏のことらしい。

④7 井波陵一「漢から魏へ―上尊号碑」(京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター編『三國鼎立から統一へ 史書と碑文をあわせ読む』、研文出版、二〇〇八年)、一〇八頁。

④8 吉本道雅「濊貊考」(『京都大学文学部研究紀要』四八、二〇〇九年) 参照。

④9 夫餘については、『三國志』卷三十、東夷伝夫餘条に「國有君王」とあつて、「麻余死、其子依慮年六歲、立以爲王」とある如く、王位を継承している記事が確認される。高句麗については同書同卷同伝高句麗条に、「漢光武帝八年、高句麗王遣使朝貢、始見稱王」とあつて、後漢初期から王を称していた事が確認できる。即ち、兩國ともその君長の稱謂は王であつたと見て良いだろう。

⑤0 当時の高句麗の対外政策の状況については、余昊奎(井上直樹訳)「三世紀前半の東アジアの國際情勢と高句麗の対外政策」(『朝鮮學報』二二七、二〇一三年) 参照。

⑤1 菊地大「孫呉の対外政策について―東アジア地域を中心に―」(『駿台史學』一六、二〇〇二年、一一四―一二五頁。引用は一一五頁) 参照。

⑤2 渡邊義浩「孫呉の國際秩序と賈州」(前掲渡邊義浩『三國志よりみた邪馬台國―國際關係と文化を中心として』所収、一四〇―一四一頁、引用は一四九頁、初出二〇一三年) 参照。

⑤3 孫呉と中国東北部の馬をめぐる關係については、菊地大「孫呉の対外政策について―東アジア地域を中心に―」(前掲) 参照。

⑤4 本文に引用した『三國志』呉主伝、嘉禾二(233)年三月条、裴注所引『呉書』の張彌・許晏ら派遣の事は、『三國志』呉主伝、嘉禾二年三月条に

遣舒・綜還、使太常張彌・執金吾許晏・將軍賀達等將兵萬人、金寶珍貨、九錫備物、乘海授淵。

とあつて、嘉禾二年で間違いない。本文引用部では省略したが、公孫淵に拘束された孫呉の使者達が、脱走決行の日を「八月十九

「日」に設定している事が見え、これは嘉禾二年の八月十九日であろう。なれば、使者たちが高句麗經由で孫呉に帰還し、そこから一年後に高句麗へ单于を与える使者を派遣しているのであるから、孫呉から高句麗への使者派遣は嘉禾三（234）年の事と思われる。よって余呉奎氏がこれを二三五年の事とするのには従い難い（余呉奎（井上直樹訳）『三世紀前半の東アジアの国際情勢と高句麗の対外政策』前掲、一九頁参照）。

⑤⑤ 余呉奎（井上直樹訳）『三世紀前半の東アジアの国際情勢と高句麗の対外政策』（前掲）、一九頁。

⑤⑥ そうであるならば、次に焉耆と于闐とが何故单于と呼ばれなかったのかが問題となってくるだろう。これは曹魏の諸外国に対する考え方に関わる問題にもなってくるため、本稿では論じきれない。後考を期したい。

⑤⑦ 言わば「单于の押し付け」である。斯様な授与される側の状況を考慮しない授与が何故行われたのかは、管見の限り具体的な史料を見出し得ず断定できない。しかしながら、授与する側が单于を何らかの「価値あるもの」と認識していた事は間違いない。なんとすれば、何の価値もなければ、そもそも授与する理由がないからである。かかる「单于の押し付け」の授与者側の理屈については、今後検討していくべき課題であろう。

⑤⑧ 高句麗と夫餘とが、それぞれ王を頂点とする機構を形成していた事に鑑みれば（前掲注④参照）、『三国志』文帝紀に見える高句麗と夫餘の单于は自称ではなく、漢乃至曹魏から彼らに与えられた称号と思われる。しかし、单于授与の事を史料に徴し得ないため、蓋然性の低い推測とするに止める。

⑤⑨ 王より上位に位置付けられる称号として单于が選ばれたのは、推測になるが、嘗ての漢帝国の敵国たる匈奴の君長号である事が影響しているのではないだろうか。烏桓や鮮卑は嘗て匈奴の支配下にあった集団であり、その記憶はなお磨滅していなかったであろうし、そもそも鮮卑には元々匈奴であった人が多数含まれている（史料は本文後掲）。匈奴自体は徐々に弱体化していき、後漢王朝に服属するに至るが、偉大なる草原の支配者としての单于のイメージは、なお広い範囲に記憶されていたと思われる。故に单于の称谓が用いられた可能性もあるだろう。また、袁紹の烏桓への单于授与が、匈奴以外の非漢族集団に漢側から单于を与える初例である点に鑑みた時、「单于の授与」という行為そのものが、漢と非漢族との関係を見る大きな手掛かりとなる事も予想される。斯様な議論は、前漢以来の非漢族との関係何如を踏まえた上で展開されるべきものであり、本稿の範囲を大きく超えるため、今後の

課題としたい。

⑥0 更に時代を降らせた西晋においても、鮮卑段部の君長に大单于や左賢王という匈奴的な称号を授けている事が確認できる。

『晋書』卷六十三、段匹磾伝

懷帝即位、以務勿塵爲大單于、匹磾爲左賢王、率衆助國征討、假撫軍大將軍。務勿塵死、弟涉復辰以務勿塵子疾陸眷襲號。

ここに、单于のみならず左賢王も匈奴ではない集団に授与されるものとして用いられているのを見る。かかる政策も、後漢末期以来の单于の利用方法の延長線上にあると捉えるべきであろう。これは袁紹を起点とし、時代を経るにつれ、より広い範囲を対象とし、より多様な称号を授与するようになっていった事を予想させる。この点は、魏晋南北朝時代における称号の授与とも関係してくる論点となる。

また、右のように時代が降るにつれて单于に「大」を冠する用例が増えてくる。かかる「大」字と单于の接続も、あるいは称号の授与において更なる権威性を求めた結果かもしれないが、今はそれを追及する材料を持たない。ただ大单于の称谓はそもそも漢皇帝への書信において出現したものであつて、『史記』卷一百十、匈奴列伝に、

單于遺漢書曰「天所立匈奴大單于敬問皇帝無恙。……」

と見えるのがそれである。『史記』匈奴列伝は続けて漢からの返信も記録するが、そこにも、

漢遺匈奴書曰「皇帝敬問匈奴大單于無恙。……」

とあるから、匈奴大单于の語が匈奴・漢間の書信において用いられた名称であつた事は明らかである。なれば、後代における大单于と言う称谓も、あるいはこの匈奴と漢の通信上において出現した呼称に影響されているのかもしれない。

⑥1 金氏は那部体制を「半独自の運動性を持った那部の結集により国家が構成され、那部を通じて統治が行われ、また那部を中心に社会が運営される体制」と概括する(金賢淑(二宮啓祥訳)『高句麗の国家形成とアイデンティティ』田中良之、川本芳昭編『東アジア古代国家論 プロセス・モデル・アイデンティティ』、すいれん舎、二〇〇六年、一六一頁)、『三国志』東夷伝高句麗条を見るとき、

本有五族、有涓奴部・絶奴部・順奴部・灌奴部・桂婁部。本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之。

とあって、部が五つ存在した事を知る。高句麗王は、部の一つである桂婁部の代表者であった。『三国志』に見える「奴部」は、『三國史記』で「那部」と記されるので、金氏は那部体制と呼んでいるのであろう。本稿でも、ひとまず金氏に倣い那部と呼んでおく。さて、この那部とは、朴京哲（篠原啓方訳）「高句麗の国家形成」（東北亜歴史財団編『高句麗の政治と社会』、明石書房、二〇一二年）によれば、「一定の地域に共存していたいくつかの基底集団が、最も強い武力をもったある基底集団を中心に、一定の序列によって規制される社会単位」（五九頁）であって、紀元前二世紀末ごろから、「首長を中心とする特定の血縁集団を支配層とする」（六〇頁）動きを見せたと言われる。なれば、本稿が論じる時点において、那部における特定の氏族による君長位の独占は、長らく続いてきたものと言って良いだろう。那部の代表の選出が斯くあるのであれば、桂婁部（乃至涓奴部）の代表を王とする高句麗において、長らくその王位が特定の氏族によって占められていたと言う事もまた可能であろう。

さて、右に見える涓奴部から桂婁部への王統交代（本涓奴部爲王、稍微弱、今桂婁部代之）について、それを東明王（『朱蒙』在位前三七〇〜前一九九）の時期とする見方と、太祖王（在位五三〇〜一四五年）の時期とする見方に大きく分かれている。琴京淑（篠原啓方訳）「高句麗の中央政治制度の発展」（前掲東北亜歴史財団編『高句麗の政治と社会』所収）が両説を整理しているが、韓国の学界では前者がやや有力なようである。また、その交代が太祖王の時代であったとしても、彼は五三年に即位しており、遅くともこれ以降は桂婁部が王位を占めていたと見做せよう。

なお、足かけ九二年間と太祖王の治世が長すぎる点について、井上秀雄氏は、『魏書』高句麗伝では莫来（慕本王）の子孫がいついで即位し、後裔の宮（太祖大王）の時代になったとしている。この王代が長すぎることもあって、慕本王からこの王代までに数代の脱落があったとする説もある」と述べる（井上秀雄訳『三國史記』二、平凡社、一九八三年、六六頁）。ここで言う『魏書』は『三国志』ではなく、北魏の『魏書』であって、その巻一百、高句麗伝に「莫來子孫相傳、至裔孫宮」とある。もし『魏書』に従い、『三國史記』に数名の王の脱落がある事を想定するならば、太祖王の即位年は繰り下がる可能性がある。しかし、史料的制作方法もあって、それを具体的に確定させる事は難しい。本稿では、ひとまず太祖王の即位を五三年としておく。

⑫ 金賢淑（一宮啓祥訳）「高句麗の国家形成とアイデンティティ」（前掲田中良之・川本芳昭編『東アジア古代国家論 プロセス・モデル・アイデンティティ』）参照。

- ⑬ 宮本一夫「考古学から見た夫余と沃沮」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五一、二〇〇九年）参照。
- ⑭ あるいは既に指摘した如く、王権の変質があったからこそ、君長号をも変化させ、新たな王権を示そうとしたのかもしれない。世襲王権への動きが、単于授与に先行するという点は、よくよく注意しなくてはならない。
- ⑮ なお、代郡や上郡でも単于が用いられていた事は既に確認したが、彼らの継承については詳らかではなく、検討に堪えるだけの史料を用意できないため、ここでは詳論しない。但し、他地域の烏桓も鮮卑や諸軍閥に囲まれていたため、彼らが強力な王権を希求した可能性はあるから、あるいはやはり三郡烏桓と同じような王権と君長号の変化と定着があったかもしれない。とはいえ、この点は史料制限もあって確言できない。
- ⑯ 池上二良「東北アジアの言語分布の変遷」（三上次男・神田信夫編『東北アジアの民族と歴史』、山川出版社、一九八九年、一六〇頁）参照。
- ⑰ 宮脇淳子『モンゴルの歴史 遊牧民の誕生からモンゴル国まで』（刀水書房、二〇〇二年、一七〜一八頁）参照。
- ⑱ 更に言えば、これ以降の歴史展開において、単于を周辺勢力に与える事は五胡十六国時代をピークに減少していく。一方、魏晋南北朝時代において、冊封される側の官爵は、持節・都督・將軍・王・公という「一定のパターン」（谷川道雄「東アジア世界形成期の史的構造―冊封体制を中心として」、『谷川道雄中国史論集』上巻、汲古書院、二〇一七年、三二〇頁、初出一九七九年）が存在すると指摘されている。ここに魏晋南北朝時代における授与する称号の整理・類型化と、それに伴う淘汰―単于は淘汰された称谓の一つである―が看取される。何故、単于が淘汰されたのかという点については、魏晋南北朝時代における冊封体制の問題とも関係してくるため、本稿で検討する範囲を大きく超える。あるいは可汗が出現した事によって、単于そのものが魅力を持ち得なくなつた可能性も考えられようか。何れにせよ、今後の課題としたい。
- ⑲ 一方、遼西烏桓については単于ではなく都督王とされるが、『三国志』毋丘儉伝と『三国志』烏丸伝裴注所引『魏略』は彼を「都督率衆王」としており、率衆王に都督が附随した表現となっている。『三国志』毋丘儉伝については既に本論で引用したため、それを参照されたい。『三国志』烏丸伝、裴注所引『魏略』の記述は以下の通り。

景初元年秋、遣幽州刺史毋丘儉率衆討遼東。右北平烏丸單于寇婁敦・遼西烏丸都督率衆王護留棠、昔隨袁尚奔遼西、聞儉軍

至、率衆五千餘人降。寇婁敦遣弟阿羅獎等詣闕朝貢、封其渠帥三十餘爲王、賜輿馬繒采各有差。

この称号については語られる所が少なく確証を得ないが、従前の烏桓の率衆王と何らかの關係を持つ称谓であろう。もしくは、遼西烏丸都督・率衆王と区切るべきなのであろうか。現時点では断定する根拠を持たないため、後考を期したい。

⑦① 佐藤達郎「漢代における周辺民族と軍事」とくに属国都尉と異民族統御官を中心に」（前掲、二三五頁）参照。

⑦② そうであれば、单于の授与は、従前の率衆王の授与と同じような効果を挙げることが期待されていた可能性が高いだろう。つまり、单于の授与と率衆王の授与とは全く別個の事象なのではなく、同一線上の理屈——漢による非漢族管理——の上にある事象だと推測される。

⑦③ 袁紹が三郡烏桓の君長に与えた单于について、『英雄記』には烏桓单于と左右单于とあるのに対して、『三国志』や『後漢書』には左右单于の語が見えない。あるいは、三郡烏桓に左右单于が定着しなかつた結果、後の記録から「左」「右」の字が抜け落ち、版文の時点では示されていた烏桓单于・左右单于の体制が見えにくくなった可能性もあろう。これは、『英雄記』（後漢末、王粲撰）、『三国志』（西晋、陳寿撰）、『後漢書』（劉宋、范曄撰）という執筆時代の差を考えれば、あり得べき事のように思われる。

⑦④ ここでもう一つ注目しておくべきことは、蹋頓の支配は彼個人の武略に基づくものであり、あるいはそれに加えて丘力居家の血統も影響している可能性もあるが、何れにせよ袁紹からの保証を必須とはしていない点である。従つて、袁紹からの单于授与は、主として三郡烏桓と袁紹乃至袁氏との結び付きに作用するのであつて、三郡烏桓の王権の構造には大きく作用しない事が予想される。ここにも、袁紹から授与された称号を墨守しない背景があるのかもしれない。

⑦⑤ 熊谷滋三「後漢の異民族統治における官爵授与について」（『東方学』八〇、一九九〇年、二頁）参照。

⑦⑥ この点を考えるにあつて、代郡と上郡の烏桓の单于に「行」字が冠されていた事は興味深い。鷹取祐司「漢代における「守」と「行某事」」（『日本秦漢史研究』一七、二〇一六年）によれば、漢代の「行」は、ある官僚が自分の本職の立場を以て、暫時担当者不在の官署の職務を代行する事とされる。問題は单于が官僚（乃至それに類するもの）として見做されていたか否かである。一方で、本論で示した如く、爵制秩序と单于の關係も考えなくてはならない。つまり、单于を官として捉えるか、爵として捉えるか、将又かかる漢的基準では捉えきれない存在と見るかが問われるのであるが、これは詳しい検討を要する問題であらう。今後の課題

としたい。

⑦⑧ 例えば、五胡十六国時代における大単于は胡漢分治の重要なメルクマールとされる（内田吟風「南匈奴に関する研究」前掲『北アジア史研究 匈奴篇』所収、初出一九三五年参照）。但し、嘗て筆者が指摘した如く、後趙の大単于は胡漢分治のメルクマールとは位置づけ難く、五胡諸国間においても単于の在り方にヴァリエーションがある事が想定される（小野響「後趙国家体制考―五胡十六国時代における胡漢社会と大単于の一形態―」『古代文化』七十一・二、二〇一九年）。これらの点については、なお個別事例に基づいた検討が必要であろう。

【附記】本稿は、令和二年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員PD）